

水資源の開發に伴う補償問題

——特に庄川流域に於ける電源開發に伴う補償問題(続き)——

小寺廉吉
植村元覺

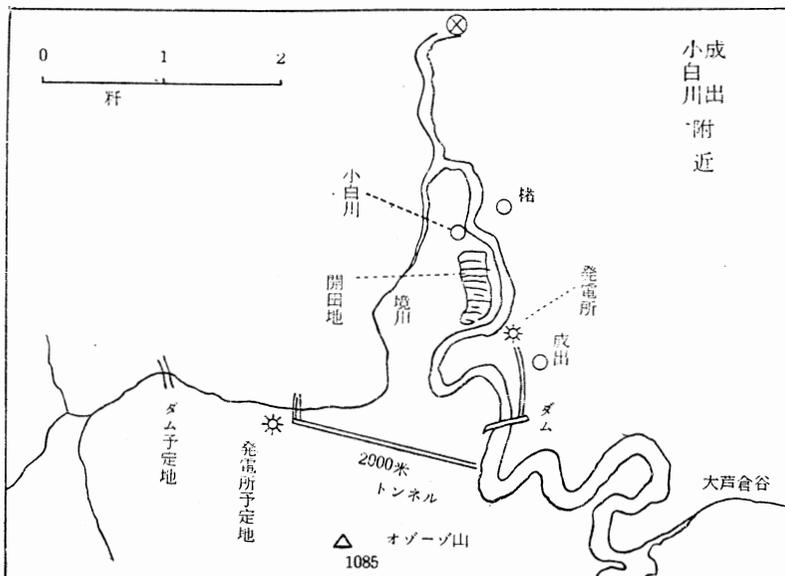
第四章 上平村に於ける発電事業に伴う補償問題

その一 成出の発電事業に伴う補償問題

小白川部落(地図参照)

庄川峡の流れに沿う白川街道は、岐阜県飛騨大野郡白川村から北に進むと、県境をなす境川を渡って富山県東礪波郡上平村に入る。境川の1籽程南の庄川本流の河岸段丘の上にこの県道に沿うて街村の形をなす白川村の最北端の部落小白川が横たわっている。小白川の南方5籽程の処から庄川は成出ダムによる湛水湖と化して、成出ダム(写真参照)は小白川の南方約2籽の処にある。ダムの西側は岐阜県であるが、東側(右岸)は富山県である。そしてダムから1籽程下流の右岸に成出発電所がある。しかし左岸の岐阜県側にも発電所に附属したいくつかの建物やその他の諸施設がある。

小白川は分教場、旅館、雑貨屋、それに農家兼業の菓子屋、たばこ屋、寺院や農家等、戸数20からなり、人口は約120人、耕地面積5町余、米(反当収量12斗)、ヒユ、麦、大豆、小豆などを作っている。他にマユ年産60貫に達するという。昭和5年に祖山のダムを完成して発電を開始した昭和電力株式会社、成出の発電事業も計画して、既に昭和12年前後に発電所やダムの建設敷



この図は⊗の地点で「小原ダム湛水地域」図と接続する。

地や水没地域の買収を行ったことは既に記した(第三章の内、椿原の項参照)。成出の発電事業に関連した小白川部落に属する土地などの買収も、この時代に行われたもので、買収したのは畑地及び宅地4反と、ダム湛水地域の山林25町歩などであつて、(価格はすでに記したように坪当り山林54銭、畑2円、宅地7円)住宅の買収や移転は全然なかつた。この時小白川部落が会社の発電事業に対して甚だ協力的であつたことと更に部落から山林35反を無償で提供した報酬として、会社側は部落に対して水田を開くための灌漑用水を供給することを約した。小白川では五カ山の諸部落の場合と同じ様に、米の自給を計ることは多年の念願であつたが、灌漑用水を引くには水源が近くに簡単に得られないので、費用や施設に困つていたのであつた。そこで成出発電所の竣工の際には会社に必要な土地の一部と灌漑用水の支給とを交換したのである。

昭和26年11月に関西電力によつて成出ダム及び発電所が完成して発電を開始することとなつたが、小白川の開田地への給水は、ダムの取水口附近に別に右岸沿いの導水路を設け、その導水路から庄川の流の上を渡つて小白川部落の南方にある河岸段丘の処にサイフォンによつて揚水するのである(上掲地図参照)。段丘面の大部分は現在畑となつてゐる。供給の水量は4個で、田植期及び成育期に給水するのである。給水設備の構築費、維持費は発電所側が負担し、溝と開田の費用は部落が果費の補助をうけて施行することとなつてゐる。(昭和27年秋には未だ開田の工事には着手してゐなかつた)。小白川では現在食糧の自給率は62%であるが、上述の開田計画によつて昭和28—30年の三カ年で55反の水田が増加する筈であつて、以後食糧自給は達成されるばかりでなく、余剰部分については移出が可能だと見込まれてゐる。

なお上平村及び小白川でも、富山・岐阜の県境をなしてゐる境川にダムを建設することを希望してゐる。境川は僅の降雨にも増水し多量の土砂を流下させて小原ダムの湛水湖内やその上流にこれを堆積させる。成出ダムが出来た今日では、本流の上流からの土砂の流下は大体これで防げるので、境川にダムが出来さえすれば、小原ダムの湛水湖やその上流の河床上昇の原因は大體なくなるのである。そして西赤尾及びその下流のいくつかの部落の被害の

恐怖は除却される。因に境川に発電用のダムを建設する計画は以前から研究されてゐた。現在の案は、境川の上流をなす三つの支谷が合流する地点から1軒程下流に高さ90米のダムを建設して、その下流右岸に最大出力12KWの発電所を作り、その下手に更に貯水のためのダムを作り、その湛水を成出ダムの湛水湖にトンネルで送るのである。(地図参照)。これによつて境川からの土砂の流下防止と、発電と、成出ダムへの給水の増加との三つの利益が得られる。なおまたこの場合、小白川部落では、上記の場所とは別の地点(小野地内)に水田を開くために灌漑用水の供給をうけることを期待してゐる。

成出ダム及び発電所の建設に伴う補償問題などに関する、部落側と会社との間の交渉には、部落に住む小学校分教場の先生が中心となつて、会社側と交渉を進めたことである。それで我々の調査に際しても、補償問題についてとかくいだかれ易い部落民の不満は、この部落では何等きかたなかつた。小白川部落は発電事業のために多少の耕地や山林を失つたとしても、水田を開くための灌漑用水の供給をうけることとなつたので、部落の経済生活の発展と安定が可能となつたことは彼らのために喜ばしきことであるといわなければならない。

成出(地図参照)

成出のダム及び発電所の工事は、戦争中の昭和17年に日本発送電によつて着工されたが、戦争の末期になつて一部基礎工事を施工したまま中止となつてゐた。(昭和19年末で48%出来たが、20年春に中止決定。戦後電源開発促進の要求によつて昭和25年6月工事再開、26年11月竣工した。最大出力35KW。そしてまた成出の変電所と大阪府下の枚方変電所との間に超高压の27万ボルトという我が国最大の送電線が架設されたことは既に記した(第一章庄川流域の概要参照)。

旧成出部落は7軒からなり、川べりの低地の現在の成出発電所のある位置

のあたりにあった。発電所、ダム及び湛水地域などの土地の買収は、昭和電力によって昭和11—13年の間に行われ、成出部落に所属する分は10万坪余（内訳は田1,444坪、畑22,731坪、山林7,843坪、宅地89坪その他）であった。買収価格は買収全面積の約3%で、それは大体山峡の山林地であった。土地の買収費と家屋の移転費及び慰安費など（これらの評価基準については第三章内の樺原の項参照）、会社側が部落に支払った金額の総計は215,260円に達した。全部落7戸で平均すると1戸当り約3万円となる。

発電所の建設適地としては、川べりの低地の元成出部落所在地以外には求めがたいので、そこを買収することとなり、昭和14—15年に全部落の7軒はそこから南東方の数千米も上った山腹の緩傾斜地を切り開いて平坦面を作って移転した。この場合各家はその建物を解体して、再築した。昭和電力と部落側との間のこれらの交渉には、綿貫栄氏が仲介して話をとりまとめた。

会社側から部落に対する補償の内には、ダム完成に際してその湛水湖から部落の7戸のために開田めあての灌漑水路を会社の負担に於いて設けることが決められた。供給水量は8個で5月10日から9月10日までの間に流される。昭和27年秋我々が調査に赴いた時には、部落総出ですぐ南の方の山腹に開田面積3町5反9畝の開墾工事を進めつつあり、70—80%進捗していた。開田地はダムの湛水面水位よりも若干低い。昭和28年度から植付が行われるであろう。（この成出部落の開田地への給水と、後述する「成出幹線用水」とは全然別のものである。「成出幹線用水」については、第一章庄川流域の概要中の西赤尾から樺原までの記事参照。なお第六章に詳細に記述する。）

成出部落に対する会社の補償の問題、発電工事の前と後とに於ける部落の生活の変化、などについて同部落の新田石松氏（65歳、世帯主、自作農、家族7人—妻、長男42歳関西電力勤務、同妻及び子供2人、次男29歳関西電力勤務）を植村班が訪問して、話を伺った。その要点を記す。

移転前の同氏宅は現在の発電所の位置にあり、宅地55坪、家屋建坪40坪、土蔵8坪、畑13反、桑畑8反、山林若干を所有していた。昭和14年に家を分解運搬して、現在の所に移転した。以前この附近に部落の墓地があったところである。成出部落では平地

が乏しいので、この山腹の緩傾斜地を切り開いて7戸は皆ここに密着している、現在の新田家は合掌造り、階下は畳敷の室は八・六畳の2室、ムシロ敷の板間20畳、その他台所と土間がある。地方新聞、ラジオはあるが、ミシンはない。移転後は畑は8反に減少し、桑畑を失い、また桑、楮の作付は不能となり、大麥、小麦の作付もやめて、小豆、粟、ヒエ、ソバ及び野菜を作っている。以前は畑に赴くの15分かかったが、現在は40分内外もかかる。家畜としては牛一頭の他に養鶏をしている。魚類は隔日位にたべるが大部分塩つけものである。主食は不足し配給をうけている。耕地面積が減少したために、それに相応する過剰労働力が出たわけだが、同家では息子さんが2人関西電力に勤務している。因に五ヶ山の人一般に親切、温和で、主人とか姑の権力などを主張するよりは、むしろ家庭的な和やかさに満ちた雰囲気の中で暮しているのであるが、新田氏の家庭でも同様の印象をうけた。

以上新田家の事情は大体全部落に妥当すると思われる。なおまた部落の7戸が移転後も以前のようにそのまま密集して生活をしているので、部落生活に於ける交際や行事にも大きな変化はないようである。

我々が用意していった質問事項の中、「会社からの補償の方法や補償額などについて事前に十分協議をうけ、またよく了解していたか」との問いに対して、答はいずれも当時「不明」のままに進められた。しかし会社の補償及びその後の生活状態については「概して満足」であり、家族員は現在「転業を希望していない」といつている。宗教はどの家も浄土真宗。好きな政党は保守党が圧倒的。家族全員を通じて村外へ出ることは春夏秋冬にそれぞれ数回、日用品は城端町に行く。病気の際は多くは富山の売薬に頼っている、という答であった。

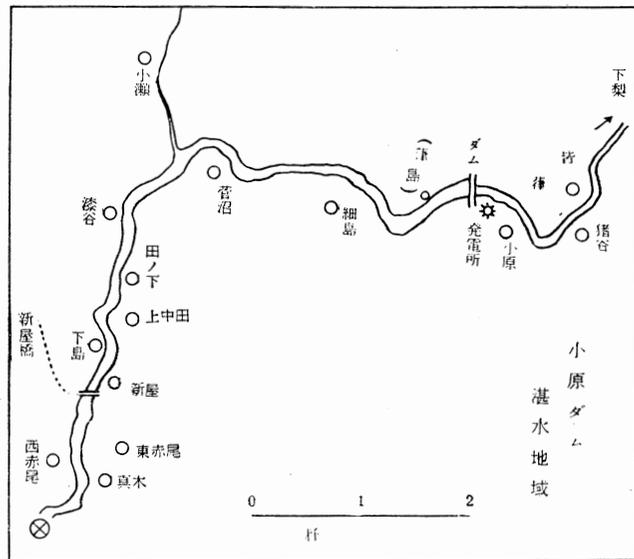
成出ダム及び発電所の建設工事が行われていた当時には、この周囲の山腹や河岸段丘の上には会社の建設事務所、倉庫や材料置場、土工の飯場、そして彼らめあてのいろいろな商店や飲屋のトラック等が充満していた。例えば八百屋、魚屋、雑貨屋、散髪屋、飲屋など19軒（富山県内の他に岐阜県、長野県などからも来ていた、それに医者や数多くの土建業者もいた。これらは数千人の労働者を収容した飯場と共に、速成の集落を形成していた。だがしかし成出の工事が終了して代って樺原の工事が始まるや、この部落のすべては簡単に取りこわされて風の如く散り去り、そのトラックや多くの資材は、人々と共に、樺原に移動して行った。

なお成出發電所に勤務する関西電力の社員住宅は、昭和24年庄川の釣橋を挟んだ成出の対岸、岐阜県の小白川地内の河岸段丘の上に14戸造られた。が昭和27年秋には4世帯のみ残って、10戸は空屋となっていた。移転した人達は城端町に下ったのである。城端町は関西電力の庄川筋の発電事業遂行の基地でもあるが、会社の社員達にとっては、この淋しい山村生活の不便、とりわけ子供の教育上の不便を痛切に感じているためである。家族を城端において、主人だけが成出や椿原にいる家庭も少なくない。現在成出の発電所の社宅にいる人達は、衣類や魚などの買物、或は医者診察などには3軒はなれた西赤尾まで行かなければならない。もともと毎日四、五回もバスが往復しているし、会社や工事関係のトラックはたえず通っている。

成出ダムや発電所の工事中にこの地帯に集まっていた大勢の人々及び現在発電所に関係している人々は、庄川右岸の岐阜県に住んでいる人々も、上平村に籍を置いて、そちらに納税したり、また西赤尾から米の配給をうけたりしている。最も大きい理由は交通上の点から何事につけても富山県側、特に城端、平及び上平村に依存しているからである。とりわけ米の配給については米の豊富な富山県に頼るのが好都合である。また発電所の社宅や成出部落の子供も、小・中学校は西赤尾に通学している。もともと冬季には成出に分校場が出来る。社宅の人は婦人会も西赤尾の会に入っている。昭和27年7月現在の上下村の世帯及び人口数統計中に、準世帯として関西電力の人、佐藤工業^{トヨ}の人が含まれている。これらは成出工事終了後、椿原に移動したが、上平村にそのまま籍を残している人達である。

すぐ傍の小白川は、前項に記したように20戸の小部落で、小さな分校場と道場(道場守が分校場の先生をすでに永年兼ねている)以外に、商店といえは1軒の旅館、雑貨屋、菓子屋があるにすぎない。小白川の地内に住んでいる発電所の社宅の人々は、部落の祭礼と御盆の行事、及び月1回位の映画会などには部落の人々の仲間に入る。恐らく近い将来には小白川部落は、発電所のある成出と一体化すべきものであろう。小白川、成出、西赤尾などの部落の人達、及び社宅に住んでいる人々などの相互の間には何等の排他的な感情の如きものはない。

その二 小原の発電事業に伴う補償問題



この図は⊗の地点で「成出・小白川附近」図に接続する。

発電事業に伴う補償問題の経過

小原のダム及び発電所は、戦争中の昭和17年に日本発送電によって完成された。最大出力45千KW、工費2千万円を要した。戦後発電事業の経営は関西電力に移った。小原の発電事業に伴う補償問題は、三期に分けて取扱うのが便利である。

第一期 ダム建設計画の時代(昭和11年)から昭和17年の完成まで。この期間に於ける移転戸数19戸。

第二期 昭和17年のダム完成以後、上流からのおびただしい土砂の流下によって、湛水地区及びその上流の河床が上昇し、ために新たに土地

や家屋の浸水が生じた。これに対する補償問題で、昭和22年頃までのもの。この期間に於ける移転家屋3戸。

第三期 第二期のものと同様の事情により、その後も河床の上昇甚しく、昭和22年頃以後昭和27年までの間に於て一層多くの土地や家屋が浸水をうけもしくは浸水の危険にさらされるに至った。一移転もしくは移転予定の家屋55戸(上平村の診療所や下島部落の道場も含む)。

第一期(昭和11年—17年)

上平村は長い間、僻地のきわめて貧しい山村であった。ところで同様な事情にあった隣の平村では、祖山の発電事業のために、補償問題などで多額の金を受けとり、また発電が始まってからは、かなりの金額の税収入が年々入ることになった。そこで昭和9年、村に発電所誘置委員会を設置し、上流の白川村と共同して、昭和電力に対して、電力資源開発促進の運動をはじめた。他方昭和電力も祖山の発電事業完成後に庄川筋に更に行くつもりの発電事業を計画した。これらの事情の概要は既に記したところである(第三章の内、権原の項参照)。

小原や成出にダム及び発電所が建設されることとなったのは、一つにはかかるいきさつによるものである。ところで小原部落の地内に計画通りのダムが建設されると、その湛水面積は885千平方メートルに及び、そのために沿岸の田、畑、山、民家中19戸、林、道路、橋梁などが水没するのは勿論、上流6部落が浸水のため移転を余儀なくされる(別表参照)。因に小原の部落そのものはダムの下方の、現在の発電所の上の高地にあるので、影響をうけない。そこで上記の6部落からそれぞれ有力者2名ずつが代表となつて、水没及び移転などの補償問題について、会社側と交渉した。そして土地の買取価格その他の問題について、会社側の代理人横山星道氏と村側の関係者の代理人真草嶺義忠氏(細島の人)との間に、協定が昭和11年8月に成立した。(因に協定の成立には絹貫榮氏の仲介があった。なおその後の補償問題については昭和電力に代つた日本発送電との間に協定された)それらの要点は次の通り。

田坪3円60銭、畑坪2円、山林及び原野坪54銭、宅地10円、但し台帳面は宅

小原ダム湛水地区に於ける移転戸数(第一期)

部 落 名	律 島	細 島	漆 谷	田ノ下	下 島	新 屋	計
移転戸数	4	2	4	5	3	1	19

律島は全部落水没した。内2戸の移転先はダムの北側の高地、他の2戸は大阪に転住した。漆谷の内の1戸は村内西赤尾に移転した。その他は皆部落内に移転した。

々舎が昭和22年竣工した。また皆葎部落地内に水田9町歩造成のため小原ダム左岸の処から給水することとなり(最大供給水量8個)、その施設を会社は4万5千円で施工、昭和17年からはじめて、27年完成した。

浸水地にある個人の移転家屋については、一棟当り1,500円乃至3,000円の間で各家毎に評価し、また慰安金として一戸当り1,500—2,000円を支給することとした。これらは個人契約の形式で行われた。葎島部落は全戸が水没したが部落内移転の2戸は、会社が切り開いて作ったダム北側の高地の平坦面に移転した。葎島部落のお宮も会社の費用で新築した。そこにはまた会社住宅群もある。

以上のような補償の協定に従つて、水没或は浸水のために移転する家はそれぞれ数万円を入手しその総額は60万円にも達した。思いがけない巨額の金を手にした者は、多くの金をかけて移転した家屋の改築或は新築をしたり、

地でも現実に宅地でないものは7円。水没しなくとも、湛水のため利用出来なくなった水位から上の畑その他の土地も買取した。これらの総買取面積10万坪余。水没する橋梁、県道、村道、農道は会社側が代りを新設する。(なお第三章の内権原の項参照)西赤尾小学校は浸水の危険があつて移転を要するので、移転費の大部分を会社が負担する。皆葎部落はダムの下流にあつて浸水などには関係ないのであるが、皆葎部落ののっている広い平坦な河岸段丘上に会社は工事用の材料を置いたり、臨時的な工作物を設けたり、またここで工事用の砂利や砂の採取を大規模に行つた。そのため皆葎では耕地がつぶれたり、建物の移転などもおこつた。そこで会社はさまざまな補償を行つた。まず皆葎小学校には一時金3万円と10年間毎年2千円ずつ寄附する。(これに村起債2万円と地元負担20万4千円余で立派な小学校

或は永年に亘って重圧を感じていた借金をこの際一挙に皆済した者も少なくなかった。(城端及び井波のいわゆる判方と称せられる商業資本家或は高利貸から平上平、利貸、及び白川村北部の諸集落の農家が、いろいろな商品の売買を通じて甚しく搾取され、また高利を払わせられ、更に屋敷、家財、土地までも抵当にとられて、苦しめられていたことは、旧藩時代以来きわめて顕著な事実であり、また幾多の政治問題や社会問題、百姓一揆までもひきおこしたのである。上平村では昭和初期に於ても城端の高利貸——相変らず判方と呼んでいた——からの負債で苦しめられていた農家が少なくなかったのである。)

ダムや発電所の工事は、土工などの多数の労働力を要求した。折から支那事変の末期また大東亜戦争の初期で、五ヶ山でも労働力の不足を感じた時期ではあったが、兎に角労働力の提供を通じても多額の金が上平村及び平村にも落ちた。

なお小原ダム建設の場合に於ても、内水面漁業に対する補償の問題があった。小牧及び祖山のダム建設の際に於ける漁業補償の問題は第五章に記すがこの二つのダムの出現によって、サケ、マス、アユなどの下流からの遡上は事実上不可能になったのである。それで小原ダム建設の場合には、起業者である日本発送電は、庄川沿岸の岐阜・富山両県の漁業者の団体と交渉して、昭和18年に日発は一時金として富山県側に23,402円、岐阜県側に6,598円を支払い、また魚道工事費の名目で富山県側に6,591円、岐阜県側に1,860円を支払った。これらは関係者に均分的に分配せられた。

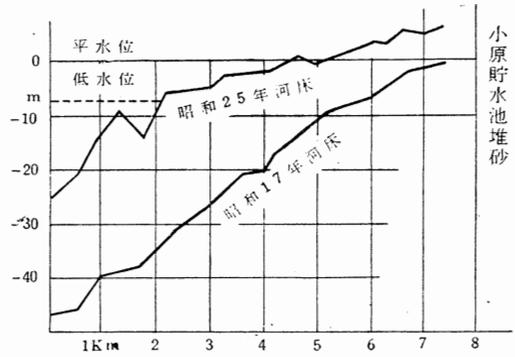
以上は発電事業のために村民の側が利益を得た方面であるが、他方に於てこの事業のためにこうむった犠牲は少なからざるものであった。例えばダム湛水による水没地には、上平村に於ける最も優良な水田の一部があったため、米の収穫減少は年々20—30%にも達した。普通畑及び桑畑や楮畑も少なからず失った。もっとも耕地の喪失は、既にしばしば記した「成出幹線用水」の完成によって、10年後の昭和28年度からは完全に償いうるはずである。如何なる金銭の価額やその他の物質によっても償いえないものは、19戸の水没移転家屋の人々が、永代住みなれた父祖の地所を去る悲哀である。しかも良好な移転地が得られるならばまた幸なのであるが、庄川流域では一般に猫額

大の小平坦面を求めて各集落が立地しているので、新しい居住地を得ることは容易でない。もしも何処かに宅地に適した地所があるとしても、それを買い求めようとすると、その地価は到底買得ない程の高値に暴騰する。なおまたそれぞれの集落は古い伝統を有った村落共同体的な結合のきわめて強固な小社会なので、移転者が他部落の地所に宅地を求めて入る場合には多くの不都合が生ずる(この問題については第二、三期に於ける移転補償の敘述の時にふれる)。それで出来る限り、移転者は自己の部落の地内に新しい宅地を求めることになる。悲劇的な実例は漆谷部落でおこった。同部落の本下氏は、部落の背後の谷間の出口に移転したのであるが、移って間もなく(昭和15年1月)雪崩の下敷となって一家全滅した。この時の雪崩では他の2軒もつぶれた。なお漆谷部落では後述の第三期に数戸が移転する必要が生じたのだが、まったく移転先の地所がなくて困却しているのである。

因に昭和17年に小原の発電が開始されることによって、上平村では、巨額の村税、営業収益税附加税などの収入が入ることを期待した。しかるに恰もその年に、発電事業を保護するために、10年間かかる税を免除するように法律が制定せられ、上平村の村財政は大きなあてはずれを来た。戦後固定資産税の徴収が行われるようになってはじめて、発電所の存在が村財政収入に大きな貢献をするようになったのである。

第二期(昭和17年—22年)

小原ダム建設後、その湛水地区及びその上流では、次頁に掲げる図表が示すように、おびただしい土砂の堆積が進み、年々河床が上昇してきた。そして細島、漆谷、田ノ下、下島及び新屋などの部落中の低位置にある家屋や田畑が浸水の危険にさらされるようになり、中でも田ノ下部落では出水毎に民家の一階が水びたしになるものがあり、警防団員がそのつど出動した。そこで昭和21年には3軒について移転問題が起り、22年に移転を行った。この補償問題については、部落代表1名と村役場の1名とが代表として交渉してきめた。すなわち会社(日本発送電)は浸水の危険ある3軒に対する移転の補償



「資源」第10号(1952年9月)所載、太田更一氏論文より引用。

小原ダムは昭和17年完成。昭和26年に上流の成出ダム完成するまで、上流からおびただしい土砂が小原貯水池内に流下した。なおその後でも上流の支流境川から出水時に多量の土砂が流下する。昭和25年までで、貯水池の全容量 11,418千 m^3 の 64.4%、有効貯水量 4,776千 m^3 の 41.3%が、堆砂により減少した。なお貯水池の上端では、曾っての低水位もしくは平水位以上に河床が上昇した(漆谷・西赤尾間)。これに伴って浸水立退きの問題がおこった。

として建坪1坪当り500円、この外に1戸当り3万円を支払うこととした。しかしながら当時は終戦後のインフレ昇進期で、物価は急速に上昇しつつあり、契約を締結した時と移転した時との間に物価は激変して、実際に支払われた移転費は補償金額の数倍に達することになった。例えば山下家の如きは移転費20万円も要したといわれている。ある家ではそのため借金をし、返済のため田畑を売り払い、世帯主が自動車運転手の某家では妻は日稼ぎ、家族員11人中4人が出稼ぎをし、家には老母と子供が留守するというような窮境に追いこまれた者もいた。かかるインフレ昇進期に於ける補償については、補償者及び被補償者双方の側に於て、補償金額の定め方や補償の方法などについて、特別の考慮(例えば、いわゆる「現物補償」の方法など)をなすべきであったのである。

この3軒の移転家屋中2軒はすぐ近接した^{かみなかた}上中田部落の地内に転入した。上中田と田ノ下の両部落は近接しているので、戦時中は合体して上島部落と称したことがある。またもともと念仏道場や神社も共同であった。また部落

会も共同にしているし、「ユイ」もこの2部落の間で行われてきているのであつて、それ程親しい間柄である。但し入会地はそれぞれ別個に有っている。それで上中田に転入した2軒は薪や草取り等の場合は田ノ下の入会地に赴き、また自分の田畑は田ノ下地内にある関係などから、田ノ下の常会に出席し、田ノ下部落の道路修理などにも参加せしめられている。多くの部落社会に残っている封鎖性、或は排他性は、いろいろな場合に現われるが、移転家族の子供達が栗拾いでは上中田及び田ノ下双方から部落外の者として拒絶されている、などは小さな悲哀である。第三期以後になると、一層多くの家が他部落の地内にも移転しなければならなくなってきた。この場合に栗拾い拒絶以上の大きなまたいろいろな不都合が起ってくる。しかし他面新入者に対する排他性が緩和される傾向も現われはじめている。殊に西赤尾のような、いろいろな商店や運送業者、土建業者、いくつもの会社の社の駐在員事務所や銀行の出張所までもあるような多少とも都市化した部落では、封鎖性や排他性は著しく薄らいでいる。その反面共同性も乏しい。

第三期(昭和22年—27年)

小原ダムの湛水地域内及びそれに接続する上流の河床が、流下する土砂の堆積のために上昇することは、昭和26年末に上流の成出ダムが完成するまでは、出水の度に顕著におこった。なお支流境川から流下する土砂もおびただしいことは既に記した。小原ダムが完成した当時は貯水池の上端(最高取水位38m)は、西赤尾部落の南端と県境の境川との中間の地点にまでも及んでいた。しかるにそれから10年後の昭和27年には貯水池の上端は田ノ下と漆谷の中間になり、そして漆谷附近から上流は広い河原が現出してしまった。河原は田ノ下から下島にかけて最も幅広く(写真参照)、上中田部落の下手には大任掛な砂や砂利採取施設が出来ている。この砂利や砂は上流の榛原のダム建設場に送られるばかりでなく、折から建設中の「新北陸幹線」の高圧送電線の鉄塔敷地の土台を作るためにも盛んに使用されていた。

如何に河床が上昇したかを示すよい物的証拠は、西赤尾部落の下手に架せ

られた新屋橋である。以前は橋の上からきり立った断崖絶壁の深い底に泡立つ庄川の流れを見下したものである。昭和9年の大出水の際に古い粗末な橋が流失し、一時籠の渡が架せられたが、その後、ずっと高い位置に現在の自動車の通える鉄製の堅固な釣り橋が出来た。そして古い釣り橋の橋台などは、小原ダムの完成後の河床上昇によって、川底の土砂の下に深く埋没してしまつたのである。この釣り橋の鉄柵を支えた「鳥居」の頭部だけが、現在僅かに2米程水面に現われている。新しい橋は旧橋のすぐ上流に並行して架せられているので(写真参照)、現在の釣り橋の上をバスで通る時は、古い橋の「鳥居」の上を通っているようなわけである。新屋や西赤尾附近では、この10年間に河床上昇は約10米に及んでいる。それで新屋や西赤尾では以前は高い断崖上の河岸段丘面にあった家が、現在では水面からわずか1-2米位しか高くない家も少なくない。

このようにダムの湛水地域に土砂の堆積が甚しくて、有効貯水量も著しく減少することは(前掲の図表参照)、水量の調整池としての機能を甚しく減殺するもので、発電ばかりでなく、洪水防除などの能力をも低下せしめ、折角多大の労力と費用を支出して建設したダムや発電所を漸次無用化せしめる慮れがある。また他方に於て河床上昇によって、新たな水没家屋もしくは出水に際して水害の危険にさらされる家屋や耕地を多く生ぜしめたのである。かくの如き漸次的な著しい河床上昇に伴って発生したのが、第三期の家屋移転並びにその補償問題である。

白川村、上平村及び平村などの庄川筋は、大部分が峡谷状をなしていて、川は深い谷底を流れている。また処処で谷が開き小平野が展開している場所は、河岸段丘の発達したところで、そこでも垂直な断崖の下を庄川が流れているのが通例なのである。それ故平野を流れる河川の場合に見るような護岸堤防を築くという事は、起りようもなかった事柄であった。しかるに上記の如く小原ダムの湛水地区の上端の部分に於て、河床上昇のため広い河原が現出し、沿岸の従来の段丘面上にあった家屋や耕地は、河原とは余りちがわない高度となつてしまつたため、護岸堤防を築いて、水害を防止しようとい

う考が生じた。

即ち昭和21年から会社の費用で、危険な各部落の沿岸にコンクリート造りの幅約1米の護岸堤防を築きはじめた。

田ノ下	昭和21年	140米	23、24年	530米延長
下島	昭和23年	215米	24年	480米延長
新屋	昭和23年	32米	24年	340米延長
西赤尾	昭和23年	70米	24年	127米及び111米延長
漆谷	昭和24年	147米	26年	80米延長

ところがこれらの堤防は、設計が悪いのか或は工事に不正があつたのか、数回の出水で大部分の堤防に亀裂を生じたり、また部分的に破壊された処もあった。尤もコンクリート造りといつても、壊れた跡をみればその厚さは5-6糎にすぎず、堤防はこれで覆うてあつて、その中は砂や泥が入っているにすぎないものである。なおまた昭和25年秋には関西電力の電産労組が、上平の村民の眼に触れるような場所に貼り出した壁新聞の記事の中で、この堤防が出水の際には崩壊の危険のあることを説明して、村民に警告した。これは村民に非常な不安の念を懐かせ、会社側も驚いて詳細に調査検討した。会社側は今後発生することが予想されるかなりの出水量的場合に於ても、この堤防を補強することによって、沿岸の家屋や耕地の水害は十分に防ぐことが出来ると主張した。この附近に於ける記録的な出水量は、昭和9年初夏の大出水の際の3,500個なのであるが、これは稀有なこと、それ以後の出水量は1,400個を超えたことがなかつたのである。

上平村としては、とりあえず最も危険の多い新屋部落地先きの堤防の改築と補強を会社側に要求したが、もっと問題の根本的な解決を計るため、26年12月に「上平村水害対策委員会」を作り、村長、村議会議員5名、関係4部落(西赤尾、新屋、下島、漆谷)から部落代表各1名、計10名が委員となつた。この委員会は、いろいろな角度から問題を検討したが、結論として、堤防による水害防除対策を全然放棄して、浸水危険地域からの住宅などの移転の必要を強調し、これらに関連する補償を会社に要求することとした。「水害対策委員会」は、昭和27年2月に会社と交渉を開始したのであるが、委員

会としては、2,500個の出水ある場合を考慮して、その場合に於て水害を被る惧のある家屋、墓地、用水路その他の施設、耕地などを評価し、家屋などの移転費、新しい耕地開発のための諸費用、就中灌漑用水施設費などを計算して、総額2億7千万円の補償金額を、会社に要求した。

その後交渉は難航をきわめたが、ようやく27年4月に会社側と被補償者との間に、次の様な内容の協定が成立した。

契約の内容——これは小原ダム建設に伴う河床上昇により、浸水或は流失の危険のある建物の一切の移転に対する補償に関する契約である。

移転家屋数55戸——部落別内訳は、漆谷5、下島19、新屋10、西赤尾21。

補償金額の総額——3,019万円。

家屋等の移転に伴う補償金額の算定方法——(一)家屋の種類、内訳——かやぶき(合掌造り)坪当4,500円(二階はその70%として計算する)、瓦葺坪当5,500円。土蔵坪当10,000円。納屋坪当2,900円。(二)以上の外に移転料として各戸20万円。

全建物の移転完了時期——昭和27年10月31日までとする。(筆者注、同年10月及び11月には移転や新築が盛んに行われていたが、移転未完了の家が少なからずあった)補償金額の支払時期——契約と同時に契約金として総補償額の半額(15百万円)を各移転家屋に支払う。そして移転全戸数の過半数が移転を開始した時に会社は更に5百万円を支払う。残額は移転完了した時に支払う。

会社の責任の解除——前記の契約金の支払いをなした後は、当該地区に浸水等の事態が発生しても会社は何らの責任を負わない。

被補償者の義務——移転先の土地については会社の同意を得なければならない。同意なしに移転した場合には、その建物の浸水などについて会社は責任を負わない。また移転期間中にその建物の所有権その他の権利を第三者に譲渡してはならない。また小原ダムによる庄川の河床上昇により浸水又は流失の危険ある土地に、将来いかなる建造物も設置しない、または第三者に設置せしめない。

建物の移転地域の土地について——小原ダムによる河床上昇により浸水又は流失の危険ある被補償者の土地が、将来浸水又は流失により侵害された時は、会社側と被補償者側とは誠意をもつて解決をはかる。

以上が契約内容の要点である。因に被補償者は家屋を移転させることに對する補償を受けるのみで、その他の事項に関する補償の取りぎめはないので

ある。浸水危険地域に残存している宅地や耕地などの所有権やこれを利用する権利には何の変化もない。それで移転後もその土地の耕作などは継続するであろう。但しこれらの土地が将来水害をうけるような事態が生じたらば、また新しい補償の交渉を行うことを前記の契約書の中で同意している。

以上の協定に到達するまでの間に於て、多くの複雑ないきさつがあったのである。村長以下の「水害対策委員」が富山県庁に陳情などにも赴いた。やがてこの委員会は解散した。そして以上に要旨を記した契約書は55人の代理人として小坂谷幸佐氏(村議会議長)と会社との間に調印され、なお上平村長酒井小一郎氏がこれの立会人となっている。

この問題の解決に關係した村長その他の有力者達、關係部落の指導的地位にある者、殊に被補償者たる55戸の大部分の家を、我々の調査班員は個別に訪問して、詳細なる実情を聴取したのである。村長や村議会議長のようなこの問題の最高責任者の説明は、一応はきわめて筋が通っているが、しかし実際の利害關係者たる移転する被補償者たちの感情は、きわめて微妙複雑であった。ある人達はこの問題の「真相」にふれることをタブーの如く忌避し、他の人達は「真相」をきいて欲しいと、調査員の来訪を待ち、日中のはげしい労働を了えたあと深夜までも物語った。これらの人々の感想、その他我々の用意していった詳細な質問事項に対する回答などについては別に記す。

この補償問題の解決が、被補償者が個別的に会社と交渉し、そして個別的な契約によって妥結したのではなくして、「集団的な補償処理」(第一章緒言参照)方法によって行われたことはきわめて注目に値する。そして「集団的な補償処理」の方法にどのような困難な問題が内在しているか、ということをかきわめて明瞭に示した事例として、多くの教訓を我々に示すものである。「集団的な補償処理」の方法の場合に、利害關係者の集団、殊に被補償者の集団を、どのように組織し、その組織をどのように運営するかということが、一つの基本的な問題である。換言すれば民主的な組織を作り、運営も民主的に、公正に、明朗に行われなければならない。被補償者の複雑な利害關係のまつわる問題、もしくは死活に関する事柄の処理なのであるから、あくまで

も衡平の原則を守り、いやしくも疑惑の念を関係者に有たせるようなことがあってはならない。かくの如きことは指導者の責任でもあるが、しかし根本的には集団を組織する各個人の責任或は能力に帰着する問題である。

ところで日本の村落、とりわけ山村の人々は、一般にきわめて素直さと善意にみちた人々ではあるが、民主的な組織を作ったり、組織を民主的に運営したりすることには、未だ十分な経験や訓練に乏しい。ともすれば、部落、村、或は村外の有力者に頼りがちである。そしてまた有力者或は指導的な人々は、厳格に衡平の原則を守るといふことに執心するよりも、たとい私利を謀るような悪意がないとしても、情実、即ち特殊な縁故、親分子分関係、その他に執われがちなのである。

上平村の55戸の移転補償問題解決の場合に於ては、水害対策委員会は水害の対策を移転としての補償を求めるとの原則を決定して解散し、この問題から手を引いた後に於て、会社に対する一切の交渉は村議会議長の小坂谷幸佐氏（西赤尾の人）に任された。即ち「55名の移転の補償請求者は、補償問題について55名の各人を代理して会社側と交渉して取りきめをする一切の権限、及び会社側から補償金額を受領し且つ金額の分配その他の処理に関する一切の権限を委任する」という委任状をすべての者から受取つて、氏は会社と被補償者との間に立って、一切を処置したのである。この場合勿論小坂谷氏は一定の算定基準に従つて、家屋等の移転費その他の補償料を計算した筈である。また各部落毎に移転家屋の状態を調査する世話役が設けられたこともきいてゐる。

ところで被補償者中には、補償金の分配について、疑惑を懐いてゐる人が少なくない。殊に部落によつて、或は家によつて、公平を欠いたとの非難が少なくなかった。或はまた小坂谷氏が代理人としての活動に対して会社側から謝礼を受領したことを非難する人もいた。（筆者の見解では、同氏がかかる活動に対して、何らかの報酬を受けとることはむしろ当然であろう。実質に於てそれは会社の支払う補償額の一部をなすものである。ただ報酬を受取る形式とその金額の多少とが批判の対象となるのであろう。）またある人は全くの白紙委任状を一個人

に与えることの不当を主張した。だがしかしその人も、55人全部の委任状がそろわないことには問題の解決が何等進行しないことに遠慮して、不満ながら白紙委任状を渡した。

我々は村議長の処置の良否、或は適不適を云々するつもりは全くないが、不満や疑惑の念を懐く人が多いという結果からみて、この場合に採用された「集団的な補償処理」の方式が、必ずしも賞讃すべきものではなかったといふことは、断言しようと思ふ。ことに四月に協定された契約書の内容が、その年の暮になつても極秘となつていて、会社の当局者、55人の代理人である村議長、及び立会人である村長の三者以外の者には知らされていないといふことは、その理由は全く不可解であり、却つて疑われることになるであらう。山村の社会自体の中に於て、もつと民主的な精神と、民主的に且つ合理的に物事を処理しうる能力が育成されるまでは、その山村社会自体の中からは、よりよき処置の方式が生れないのであらう。だがしかしそれ迄の間に「集団的な補償処理」の必要が生じたらどうするか？一つの私案であるが、県庁の者とか或は民間の公平な第三者の干渉或は勧告が望ましいのではあるまいか。

なおまた公益事業を担当する者、また重大な社会的な問題の処理をなす者、としての電力会社の側に於ても、従来の態度を反省し、改める必要があると思ふ。会社側としては、補償金額の総額に於てなるべく低価額の解決を、そして出来る限り速かな且つ手数のかからぬ解決方法を、希望するのである。補償をうける村落社会の側の事情や、諸影響の問題の如きは、少なくともこれまでの電力会社の態度から見れば、最大の関心事の中に入つていなかったように思われる。発電事業が公益事業であり、その建設費のコスト高が、結局諸産業に於ける動力代の高価或は消費者大衆の支払う料金高となるのであるから、建設費のコスト中に含まれる補償金額には限度があるのが当然である。しかしその限度内に於ては被補償者の正当な利益、特にその生活権は擁護されなければならない。そして補償金の算定や分配は、合理的且つ公正でなければならない。殊に眞のぎせい者たる被補償者の立場に最大の考

慮が払われなければならない。補償問題解決のために、政治的な運動に金を撒いたり、或はボスを買収したりして、真のぎせい者に対しては低額の補償を強制するような方法をとってはならないのである。

以上のように、この補償問題については、不満の感を懐いている人が少なくないのであるが、しかし今日貨幣価値が下落しているとはいえ、最低37万円、最高120万円、各戸平均して約50万円の補償金を受取ることになったことは、水害の危惧から脱することが出来る安心感と共に、人々にとって大きな喜びであった。そして我々の調査に赴いた昭和27年10、11月には80—90%の家屋は、移転完了乃至は工事中であった。

だがしかし移転先を求めるといふことは、自分の所有地内に適当な移転先の地面を有つ者以外には、非常な苦勞の種であった。買い求めるとしても宅地となるような所は暴騰した。西赤尾地内で移転した一例では一坪4千円も支払った場合があった。漆谷部落の如きは、移転先のお決定していない家が4軒もあった。同部落内には移転適地がきわめて乏しいことは既に記した。因に55戸の移転戸数中4戸は村外転出することとなった。内3軒の行先はいずれもその親類が移住している処で大阪及び県内の福野町と南山田村である。なお昭和27年4月に北海道根室国野付郡別海村奥行臼の上平地区に、上平村から5世帯入植したが、その中の南口松助氏(下島部落出身)の一家5人は、この補償の関係者である。

新築された家は、もはや切妻合掌造の草屋根ではなく、いずれも瓦葺、多くは二階建のガラス窓の多い明るい家である。中には洋館風の建築すらある。

発電事業に伴う補償問題で一時に多額の現金が入ったばかりでなく、引きつづく発電に関連した諸工事が村内や隣村で行われ、それに働きに出る男女の数も多い。(上平村では昭和27年秋にはむしろ労働力の不足に困つていて、折から開始していた「成出幹線用水」の工事には金沢から招致した朝鮮人の土工の二団も使役していた)。そのような事由で男女共に日傭などで得る現金収入が頗る多い。そこをネラッテ具服の行商人も頻繁に入つて来、労働服は別として若い婦人のよ

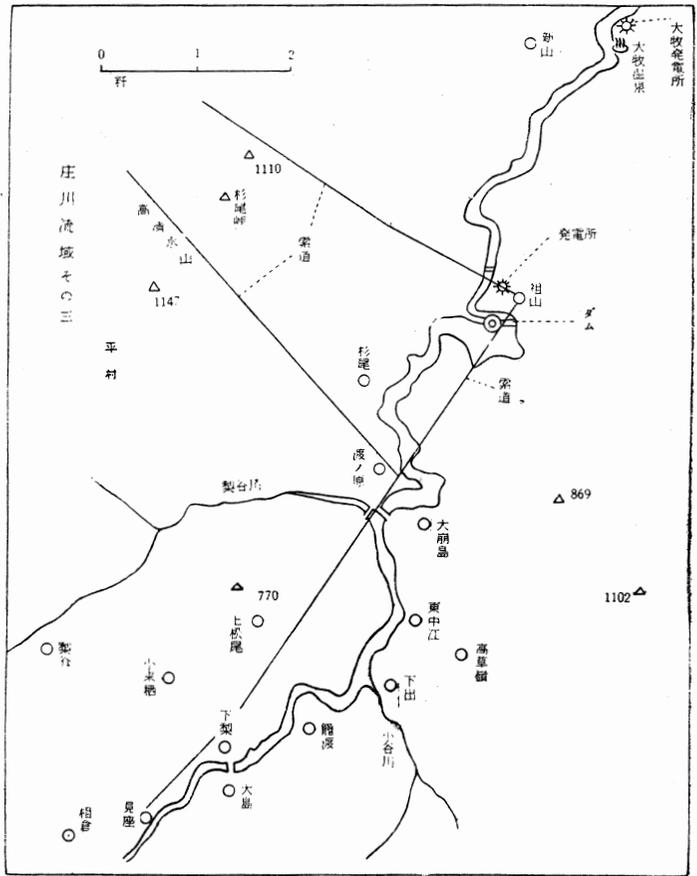
そ行きの服装の如きは、富山県の都会と同様となり、また店に働いている或は事務的な仕事に従事している若い婦人達のパーマネットも普通になっている。西赤尾の小・中学生の服装の如きは、平野の農村などよりはよい位である。かくの如き生活の変化の問題については、改めて第六章に於て取り扱うこととする。

附記 上平村の調査に際して、御多忙のところを時間を割いて多大の御協力を頂いた酒井上平村長以下村役場の各位、小坂谷村議会議長、関係各部落の区長その他の有志の方々、殊に我々調査班員を快く迎えて深夜までもいろいろ御話をして頂いた大勢の補償関係者各位、並びに関西電力の北陸支社、成出発電所及び小原発電所の所長以下の各位に深甚の謝意を表する。なお第四章は大部分を植村が、その他は小寺が執筆した。

第五章 平村に於ける発電事業に伴う補償問題

小牧及び祖山に於ける発電用ダム建設の経過(庄川問題)

庄川流域に於ける比較的大規模の水力発電計画の最初のもものは大正5年にはじまる。富山県出身の浅野総一郎氏が創立して自ら社長となった庄川水力電気株式会社は、現在の小牧ダムの上流の大橋地点及び同ダム下流の藤橋地点の二カ所に於て発電計画を立て、大正5年5月及び大正6年11月両度に富山県知事に対して、右の発電用水利使用の出願をなし、富山県知事は内務・通信両大臣の許可を得て、大正8年1月及び大正10年7月にそれぞれ許可を与えた。その後庄電は発電計画を変更して、右両地点の中間の小牧に於て庄川本流を横切り、高さ260呎(基礎岩盤より橋面まで)長さ1,000呎余りの大ダムを建設し、上流約7哩半の間を背水面とする一大貯水池を作り、ダムのやや下流に最大出力72KWを発電する発電所建設案を立てて、大正11年1月富山県知事に計画変更を併せて工事実施認可の申請をなした。富山県知事は



調査の後、内務・通信両大臣の認可を得て、同年7月庄電に対して許可及び認可をした。これによって小牧に於けるダム及び発電所の建設が行われることとなったのである。小牧の工事が完成して発電が開始したのは、昭和5年10月である。

小牧の上流の祖山のダム及び発電所が完成して発電が開始されたのも、小牧よりもややおくれた同じ昭和5年の12月である。祖山の場合も、最初の発電計画は大正の初期にさかのぼる。即ち大同電力株式会社は平村下梨及び祖山の両地点に発電工事を計画し、大正8年6月に右両地点に於ける発電用水利用の出願をなし、大正14年1月に許可を得た。大同はまず祖山の発電を実施することとしたが、最初の計画を変更して、小牧の場合と同様に大ダム

建設による発電計画とした。これは祖山部落地先の河川屈曲部に於て庄川本流を横断し、高さ65米、長さ12米余りのダムを建設し、上流5哩余りの間を背水をたたえる一大貯水池となし、ダムの下手の祖山部落地内に最大出力45KWを発電する発電所を建設する案である。大同はこの案で富山県知事に対して大正14年12月及び大正15年12月に発電用水利用の変更を併せて工事実施認可の申請をした。これに対して昭和2年3月許可命令が発せられ、工事が実施されることとなった。なおその間大同は昭和電力株式会社なる子会社を創立して、これをして工事の遂行並びに事業経営に当らしめ、大同はその持株会社となった。

庄川水力の小牧ダム及び昭和電力の祖山ダムはともに、その計画の時から工事中を通じて、更に工事完成以後も数年にわたって、多くの紛争や難問題が続出した。とりわけ流木問題、漁業問題、農業水利問題、湛水区域内に於ける道路や橋梁の変更、浸水地区の買収や補償問題、など最も重大な問題であった。そしてこれらの問題とからんで、富山県知事は許可命令に対するいくつもの追加修正を行ったり、工事設計にもしばしば変更が行われた。またこの間多年にわたって大掛りなしかも興奮の極に達した民事訴訟や行政訴訟が展開され、流血を見た場合も珍しくなかった。かかる事情のために、工事の完成は遅延し、また巨額の浪費をした。小牧のダム及び発電所建設のために36百万円、祖山のダム及び発電所のために26百万円を費したと会社側は云っているが、闘争のために電力会社側及び飛州木材会社その他で消費した額は恐らく2千万円を下らなかったであろうとは、消息通の言であった。

小牧及び祖山の発電事業の建設に際しての紛争は当時天下になりひびいた「庄川問題」なのである。「庄川問題」の文献としては

- (1) 石山賢吉 庄川問題 昭和7年 ダイヤモンド社 (昭和16年に石山賢吉文集中に再刊)
- (2) 野間海造 庄川に於ける水利権問題 昭和10年「農業経済研究」第11巻第1、2号所載
- (3) 庄川水力電気株式会社・昭和電力株式会社 庄川筋に於ける流木問題に就いて

昭和6年

(4) 飛州木材株式会社 庄川問題の起原と経過 昭和6年
その他パンフレットや小説などの類が当時少なからず刊行された。なお庄川事件行政裁判所判決書、庄川流水権確認事件判決書もきわめて興味深い文獻である。

小牧ダム及び発電所は富山県東礪波郡東山見村（現在の庄川町）小牧にあり、またダム湛水による水没地は東山見村、井波町及び利賀村がその大部分を占めていて、平村地内に属する部分は僅少である。即ち右岸では大牧温泉附近から上流部分、左岸では湛水地区の上流末端で、これらはいずれも断崖絶壁の峻嶒な森林でおおわれた傾斜地である。したがって水没による実質的な被害は僅である。

祖山ダム及び発電所並びにダム湛水による水没地は全部が平村の地内にある。本章では平村に於ける発電事業に伴う補償問題を取り上げるので、もっぱら祖山ダム及び発電所に関連する補償問題を取り扱うこととする。

上記の如く祖山発電事業の工事は、下流の小牧の工事と大体時期を同じくして行われ、且つまた「庄川問題」に於て飛州木材を相手として闘った主役は小牧の経営者の庄川水電（実際はその親会社である日本電力株式会社）であったとしても、祖山の経営者の昭和電力（実際はその親会社の大同電力株式会社）はいつも日電と協力一致していたのである。闘争に於ては外観上は大同は日電にオンブした形ではあったが、「庄川問題」では小牧の問題と祖山の問題とは不可分の一体をなしていたのである。したがって祖山の発電に関連した問題を取り扱うとしても、小牧との共通の問題を多く含んでいるのである。「庄川問題」の中心は要するに水力発電のためのダム建設に伴う補償問題である。ただ当事者並びに為政者の重大な公共事業に対する無理解、大資本家の我利我利な横暴と、これに反抗する者達の粗野な無鉄砲な闘争、高利貸や利権ボスの介入、政治家の無力無能、などの結果の産物である。我々は回顧して無限の教訓を学ぶべきである。

x x x x

本章に於て祖山の発電事業に伴う補償問題を取扱うとしても、「庄川問題」時代の資料を再吟味して整理したりまた批判する余裕は今はない。本章に於

て以下記述しようとするのは、上に引用した文獻に記されているような表面的な主張や事件の経過、或は闘争や駆け引きの裏面史ではなくして、むしろ従来の文獻には取り上げられなかったところの地元の立場、殊に現存の老人達で当時地元でこの問題に関与した人々の思い出や感想などである。多くの公式な文書や表面的な経過の記録を補充すると同時に、忘れられ失われていく地元民の記憶を書き残しておき、且つ補償問題研究の資料としたいと思う。

祖山（口絵写真参照）

祖山の概況（昭和27.10月現在）

	世帯数	人口			小 学 校 児 童
		男	女	計	
部 落	30	75	94	169	28
社 宅	29	40	41	81	9
計	59	115	135	250	37
昭和8年	戸数43	215	159	374	

昭和27年は平村東中江小学校祖山分校調
昭和8年は平村統計書

年の調査当時（年末）には、木材の流送関係者が多数滞在していたためと想像される。

祖山の部落は庄川右岸、250乃至300米の高度の段丘上の上っている。部落の下に更に二段の段丘があって、中段の段丘は以前は畑地となっていたが、現在は大きな円筒型のコンクリート造りの調圧水槽と発電所勤務の会社員の社宅群と多少の水田があり最下段の段丘には発電所がある。現在及び昭和8年の祖山の世帯数（戸数）や人口は上掲の通りであるが、現在と昭和8年と比較して、昭和8年の方が人口が約5割多く、殊に男が多い、但し戸数はずっと少ない。これは昭和8

祖山部落の起原についてははっきりしたことはわからない。伝説によれば平家の落人が此処に拠って味方を支え追いつて来る敵を防いだ。祖山の南側前面で庄川は断崖絶壁をなしつつU字型に屈曲しているが、その南方の柳峠は矢投峠の転化であるともいわれている。そのわけは追手はここまで来たが、激流と断崖でへだてられているので策の施しようもなく、矢を投げて引き返した、というのである。（故人となった下梨の山本海石氏の話、昭和7年）但し平

家の子孫であることを証明する物的証拠は、五ヶ山の他部落と同様に、祖山には何も残っていない。

旧藩政時代には祖山は、平村の中の庄川東岸のいくつもの部落と同様に、加賀藩の重罪犯人の流刑地であった。断崖絶壁と激流でへだてられた庄川の東岸に、籠の渡しで送られれば、島流しも同様で、他に逃げ路がなかつたのである。祖山の流刑囚で最も著名なのは有名な加賀騒動の大槻伝蔵である。大槻の物語は、この部落に不吉な陰影を作っていた。牢獄で祖山部落をのろつた大槻は、「七度部落を焼き払う」と云ったが、果して大槻の死後7回祖山は火事で全焼した。そしてその後は火事がないとのことである。もっとも祖山は防火に対してはきわめて慎重で、今日では全戸に防火用水路（飲用水路兼用）が行きわたっている。なお祖山の流刑囚については、いろいろな記録がある。先年百歳で死んだ和田家の婆さんは、流刑人のことをよく知っていたと現在の老人は云っている。

享保7年(1722年)の記録によれば、祖山村家数12軒、百姓数32人となっている。(小寺「越中五ヶ山の史料」(一)参照)集落の立地しうる場所としては、小さな段丘面があるだけである。僅少の耕地も段丘面のものと及び傾斜面にある多少のナギ畑、桑畑、コウゾやミツマタ畑(和紙原料)などにすぎない。これは昔も今も変りないが、昔はなおその他に漆樹を植え(漆を能登輪島から買いに来た)、草から煙硝を作り、ミノ毛(草)からミノ(金沢の武士の着るバンドリ、合羽)を作り、煙硝、生糸、和紙などと共に、外に売り出したものである。今日では炭焼が重要な副業の一つとなっている。

永い歴史的时代の間、祖山は五ヶ山の他の大部分の集落と同じような暮らし方をして来たのである。集落生活の天地は狭小であり、生活資源は乏しく、しかも限定的であった。生活は貧しくて苦しい。しかも藩には重税を上納し、商品の売買には城端の商人(判方)から搾取された。但し流刑人をおくについては、加賀藩から罪人の食料給与の他に村に手当が来た。五ヶ山の集落は、流刑人の来住、塩硝やその他の商品の上納や売買、加賀藩の特殊地域として役人のしばしばの来訪、その他宗教上の関係からも外部との交通などひんぱ

んにあって、一般の想像以上に外部との交渉は多かったのである。しかしながら旧時代は、やはりへんぴな且つ峻阻な地形でとりかこまれた地理的環境の故に、更にまた村落社会の組織や制度、生活の技術や方法の故に、それだけの集落の生活は相互に隔離的孤立的なものであった。しかも祖山の場合には、その下流も上流もとわりわけ険しい山峽をなしているもので、他の集落との間の交通は不便であり、心理的にも一層隔離的であったと、他部落の故老が語ったことがある。結婚も9割以上は部落内で行われたとのことである。

さて以上に概説したような伝承、歴史、性格を有ちつづけて来た祖山部落は、ここに大規模な発電事業が始まって以来、今日まで、どのような経験をなめ、また変化を遂げて来たか。口絵の写真が示すような近代的な大きなダムや発電所の景観と関連して、今日どんな生活が営まれているか。次に記す。

以下の記述は、主として小寺が昭和27年11月1、2日にわたって祖山部落の旧家岡部吉蔵氏から伺った聞き書きによるものである。岡氏並びにいろいろ御配慮を頂いた関西電力の祖山発電所長井村武男氏に深甚の謝意を表したい。

祖山に於ける発電事業に伴う土地などの買収は大体大正12、13、14年に行われた。礪波地方の有力者で、城端町にある大きな鉱泉宿の経営者であり、県会議員にもなったことのある黒川由次郎氏が会社から委任をうけて、祖山ばかりでなく、この附近の城、杉尾、渡の原、大崩島などの諸部落の土地を買収した。買収地は全部黒川氏に譲渡され、岡氏名義に登録されてから、更に会社に譲渡された。

祖山の場合には、部落の宅地は全部最高段の段丘面上にあって、ここは発電工事には全然無関係であるため、宅地や住宅の売買は一つもなく、また部落民の立退きや移転も全くなかった。売却地は現在調圧水槽と社宅群のある中段の段丘面上の畑地(現在はそこに多少の水田があるが、当時は水利の便がなかったためそこは全部桑畑その他の畑地であった)、現在発電所や変圧所のある最下段の段丘面、ダム建設の敷地、及びダム湛水による水没地である。協定された売値は坪当り田5円、畑2円、山林40銭であった。但し土地台帳面で畑(ナギ

畑も」となっている処は、實際は山林や草地となつていても、畑の価格で買収された。また土地台帳面では山林となつていても實際は畑となつて居る処も、畑の価格で買収された。会社側（黒川氏）から買収の話が出たとき、部落の者達が会合を開いて「それでよかろう」と一決して買収に應ずることとなつた。但し契約は集团的ではなく、各人が個々に契約した。なお売却土地の若干は、最初の買収契約に洩れて、後に売却されたが、後に売却するもの程値段が釣り上げられた。湛水地の上流程買収がおくれたので、高価に売却された。（この事情については後記）。但し最初に協定された上記の買収価格でも、当時の人々の考では相当高価なので、皆満足だったのである。祖山部落の各戸で、一枚の土地も会社に売らない家は一軒もなかった、皆多少とも売る土地を所有していた。土地を売った最高は話者の岡部氏の一門で二万円或は一万円、他家も七千円或は六千円、但し最も多くの家は二、三千円程度であった。當時は一家の一年の暮しが三百円程度で出来た時代であるから、各家共中々の大金が入つたわけである。

発電工事は佐藤組（現在椿原の発電工事をやっている佐藤工業株式会社）が引きうけた。佐藤組の社長の出身地の関係から柳瀬村（東砺波郡）の者が多く入つたが、なおその他の富山県内、新潟県や岐阜県の者も来た。祖山部落の者も会社の事務や土工などにも多く出た。部落の民家に会社の従業員が下宿したり、また最初の間は土木工事の人も部落に宿泊したりして、工事に關連してかなりの現金が部落に落ちた。やがて下の段丘上に土工の飯場の建物がいつぱい出来た。土工同志のけんかなどの暴力沙汰、飯場の焼打事件なんかもあつたが、工事人夫側と部落との間には何のいざこざも起きなかつた。流材問題では、電力会社側と飛州木材側との間の激烈な紛争の場面となつたこともしばしばあつた。しかし祖山部落は始終電力会社側に協力した。祖山部落の者には木材業者や流材関係者はいなかつたのである。

話者の本家の岡部金三郎家の祖先は、大牧温泉の下手の現在大牧発電所のある地点に古い時代から住んでいた岡部六郎衛門家の子孫であるが、ある時代に大牧の岡部家の新家が祖山に移住した。それが祖山の岡部家の初代で、発電工事業当時の岡部金三郎氏

は七代目に當つて居た。祖山では有野家が最も古いらしく、岡部家はその次位に古いようだ。現在有野家は5軒、岡部家は10軒位、その他和田姓、倉姓などが多い。岡部金三郎氏は当時部落での財産家で、水没地など売却して一万円位も入手したが、大部分は金沢の芸妓などに入り揚げて浪費してしまつた。金三郎氏の弟の仁兵衛氏は、新家であるが、祖山から障子倉方面にかけての小牧ダムの水没地など多く所有して居て、その他も合せて二万円位も受取つた。仁兵衛氏はそれで出町（現在の砺波町）に立派なカンボウの家（妾宅）を作つたり、また次男の吉蔵氏に当時5千円もかかつた現在居住の立派な家を作つてやり、土地や金も分与して新家させたりした。

因に電力会社から補償などで入手した大金の使途として、瓦ぶきの立派な住宅を建てた例は、当時祖山でもまた他部落でも、また今日に於ても多くの部落に、非常に多い。かかる場合に茅ぶきの大きな白川・五ヶ山型の家屋は決して再建されない。茅の入手がむずかしいことよりも、むしろユイなどによるふき換えが面倒だという理由も大きい。また切妻・合掌作りの場合の間取り、殊に二階や三階が現代の生活には向かないのであろう。なお思いがけない大金を入手した場合に、これを生産的な資金に用いることは、このような山間の僻地では非常にむずかしい。耕地や山林を買い求めようとしても、これらが水没などで減少するのだから、売物は少ない。立派な丈夫な住宅や倉を建てることは、生活の豊かさの保証や誇示でもあり、また子孫へのよき贈物でもある。この時代、電力会社から得た金で建てた住宅はどの部落のものも、立派でしつかりしている。木材の豊富な中にあるためもあるが、今迄百年、二百年と幾世代もの家族がつづけて住みなれて来た家に代るものだから、念入りなものを造るのは当然である。

部落全体に対する電力会社の補償、或は感謝の意思表示は、決して小さなものではなかつた。そしてこの方はむしろ永続的な、且つ部落にとって全般的な利益である。例えば従来の畑地がかなり売却されて減少した代償として、会社は灌漑用水路を多く作つてくれたので、最上段の段丘上の住宅のめぐりと、中段の段丘上とに、水田は非常に増加した。ダムの上方の谷間（ゲダン）から飲用水の水路を会社作り、部落の全戸と会社の社宅に、2呎乃至6呎の鉄管で配給するようにした。全水路はコンクリート造り蓋付である。

また消火線の水路も部落中に行きわたるようにした。部落内外の道路も立派なものとした。電燈は発電工事前から既に部落にあったが（近隣の数部落の共同の事業として供給されていた）、送電等の施設をそのまま受けついで、会社は部落の全戸に対して、各戸一燈（16燭光）ずつ永久無料供給を約し、今日までも実行している。（電燈供給のこの契約は、会社と平村との間の契約で、他部落も同様、後記）

祖山部落に対する補償問題には無関係であるが、一般的な大きな問題として、流材に対する施設と及び内水面の漁業に対する処置は、祖山ダム完成後数年間は非常に厄介な問題を巻き起こしていた。

小牧及び祖山のダム完成後は、飛州木材等の木材業者は以前にもまして上流に於て巨大な数量の木材を伐採して、庄川本流に流下させて、湛水湖内及びダムの処を運送する責任を有つ電力会社側を困らせようとした。下梨上流の見座の流材取入口や沈材処理場の施設の不備に関する論争、湛水湖上に於ける浮材の袋筏曳船、沈材の船積曳船、殊にこれらの木材がダムの地点に到着した場合にダムを乗り越えて輸送するための諸施設（綱場、コンベヤー、起重機、運搬軌道、土入場など）はその欠陥や能力の不十分さが論争の的となったものである。これらについては庄川問題に関する前記の諸資料に詳細に記録されているので、今は省略する。本稿の筆者の小寺も当時これらの木材輸送の現場を幾度も目撃した。流木問題は結局木材業者側の敗北となつて、湛水湖内に於ける筏の曳船の光景もなくなり、祖山のダムの処に設けられたコンベヤーやデリック（ダム湛水の上部の高いところから、ダムの外側の下流の本流に木材を落す巨大な鉄骨の仕掛）も昭和9年の大出水の時に散々に破壊されてしまつて、永い間残骸が風雨にさらされたままになっていた。今日ではすべての流材施設は全く跡片もない。（これは小牧ダムの方も同様）。

内水面漁業に対する処置としては、祖山ダムの処に魚梯とエレベーターが設置された。魚梯はダムの傍の急な傾斜面にコンクリートの階段型のいわば小型の水溜りを作り、上方から水を流してダムの下の本流とダムの湛水湖と

を連絡させていたが、魚の湖上に対しては効果がなかった。エレベーターは全くのナンセンスであった。それはダムの直下の本流の片隅に、湖上する魚（アユ）が自然に集まるような溜池を作り、そこに水槽を置く、監視人が水槽にアユが多く入ったと見ると、その水槽をエレベーターで引きあげ、ダムの湛水内にそのアユを放流するのである。だがしかし水槽に入った立派な大きなアユをダムの湛水湖に放流するような監視人はいなかった。これは実施当初以来公然の笑話であったが、やがて会社もこのエレベーターを取りはずしてしまつた。但しダム完成後、小牧でも祖山でも、電力会社の寄附金（補償金）で大量の鯉の稚魚を湛水湖に放流したが、それはその後も幾回も行われている。現在では50種位の大きなコイも度々釣れる。

小牧及び祖山のダムが出来てから、湛水湖内に汽艇が就航するようになったことは、城端から細尾峠をこえて下梨に行く自動車道路の開通とともに、庄川峡谷の集落生活にとっては革命的な変革であった。このことは既に記した。（第一章参照）祖山ダムの湛水内の汽艇の運航は、初めは大崩島部落の中村辰作氏（大崩島部落の項参照）が経営していたが、欠損が多いので会社に譲渡されて現在では関西電力が経営している。これを最も多く利用するのは下梨にある平中学校に通学する（下梨の高等学校分校へも）祖山、杉尾、大崩島、渡の原などの湛水湖沿岸集落の生徒である。下梨郵便局の集配人も毎日祖山まで行くのでこれを利用する。下梨で病院を経営していて、祖山の発電所の嘱託医にもなっている藤井医師も祖山までの間の集落の患者の往診にこれを利用する。祖山部落の生徒及びその他の人は無料で利用している。それは電力会社社員の家族か、或は会社に直接間接深い関係のある家の者だからという理由からであると。こんなことも会社が部落に寄与しているサービスの一種なのである。

実際に、発電所の社宅に住んでいる人以外の祖山部落の人で、会社の社員として発電所に勤めている人、常備となっている人、時々日傭となる人などの数は少なくない。

話者の岡部吉蔵氏も55歳で定年退職されるまで十年間会社の社員として発電所に勤

務された。甥の岡部仁太郎氏も社員で用地係をしている。仁太郎氏は、平村の教育委員もやっている。なお息子さんが会社に勤めて親が炭焼きしている家庭もある。部落の人の家庭に入る現金収入では、発電所関係のものが最も多い。その他ものとしては木炭などがある。部落の人のやっている炭焼ガマは10ぐらい、1カマ年500俵以上焼くとして5、6千俵出す。祖山部落では、現金収入が多くあるため、今では殆んど皆米食になった。ヒエ作る人も殆んどなくなり、粟モチも不味いと余り食べない。発電所があるために大きな恩恵を受けているのは、祖山部落の小学校教育である。

平村尋常小学校祖山分教場が開設されたのは明治35年である。明治42年焼失、仮校舎で授業を開始したが、その後杉尾部落の分校と合併して杉尾に通学し、冬季だけ分教場を開いた。冬季だけ分教場を開く例は、五ヶ山の中の小部落には今日も多い。大正12年校舎新築。発電所が完成した年の翌年の昭和6年には、一学級増設して二学級編成とした。昭和19年現校舎新築。現在は二学級編成で一、二、三年を女の先生が、四、五、六年を男の先生が授業している。

富山県の教育委員会が中心となつて僻地教育研究会が組織され、僻遠の地域に於ける小学・中学教育の改善発展に努力しているが、昭和27年10月に平村及び上平村で研究会が数カ所順々に開かれた。最初の会合は祖山分教場で開催され、ここでは「複式教育の研究」が行われた。折からこの地域の調査に従事していた小寺も会合に参加した。幼少の学童の授業はたださえ難しいのに、それぞれ三学年にまたがる20人に近い学童を一人の先生が一教室で同時に授業するには、特別の方式や工夫が必要である。100人程の参加者は実演授業を参観し、その批判及び討議をし、指導者の講話をきいた。参加者が一様に驚いたのは山間の僻地の分教場であるにもかかわらず、諸施設、図書その他の教授資料が実に豊富で且つ整っていること、就中複式教育の場合に必要な幾多の特殊な教具——教師が例えば三年生に算数の説明している間に、二年生や一年生の児童がそれぞれの仲間です動的、自修的に、学習するためには特殊な方法と特殊な教授用具を用いなければ効果は得られない——がよく工夫され備えられていることであった。かかる困難な複式授業が効果的に行われるためには、教師の創意工夫の他に、PTAの熱意や財的援助が、如何に重要な役割を果たすかということに、参加者は強い印象を受けたのである。

祖山の現在の世帯数59の中、旧部落30、社宅29でほぼ等しいが、小学児童37人中、会社の子供は9人にすぎない。それは社宅の人がしばしば転任して

移動がはげしいので、子供の教育は他所でやっている人が多いためである。それでも社宅の人はPTA会員として教育に対する熱意は大きく、財的援助も惜しまないのである。

祖山の記述は詳細に過ぎたように思える。我々は、土地の買収やダムや発電所の建設当時の騒々しい闘争や、それを転期とする大きな生活の変遷から既に20—30年を経過した今日、ようやく落ちつくべき状態に一応到達した祖山の生活状態を、観察することが出来るように感ずるのである。大槻伝蔵の、のろいの言葉と結び付けられていた祖山部落は、今ではそののろいを伝説の中に逐いやつて、近代的なダムと発電所に結びついた部落と化した。我々は第三章に樫原の問題を取扱ったが、祖山の現在の姿は、近い将来の樫原の状態を暗示するものではあるまいか。更にまた今後日本の山間僻地の幾多の小さな河岸段丘の上に、第三、第四の「祖山」が出現するのではあるまいか。この祖山を微細にわたって観察したのは、幾多の「祖山」の原型を確かめたいと思つたからである。

城

現在では祖山ダムの湛水下に没してなくなつてしまつたが、城といふ部落がいつからかはわからないが、古い昔からあつた。祖山の項の初めに記述したように祖山部落の南側前面で庄川本流はU字型に屈曲している、この屈曲部で西側から長い半島状の丘が突き出ており、その東端から川の東岸にかけてダムを建設したのである。(地図参照)。半島状の丘の東部は一層小高い円型の丘となつていて、これを城の丘ともいっている。以前はそこを首とも呼んでいた。ここに城があつたとも伝えられるが確実なことはわからない。この辺から南にかけて多少の平坦面があつて、そこに城の部落の家屋と耕地があつたのだが、それが水没したのである。部落といつてもいつの記録にも家数は一軒しかないのである。

天保10年の記録(小寺「越中五ヶ山の史料」参照)に、城村、百姓数百人、草高五石七斗五合、云々とある。

昭和27年11月2日、杉尾部落の地内で、北村常次郎氏経営の製材所前の空地で、日

向ボッコしながら一時間余り上野幸作氏(27歳位)から城の話をきく。上野家が代々城村の主人公だったのである。以下はその話の概要である。

城の部落の起原はわからない。昔から城といひ、家一軒だけの部落であった。川の屈曲部でかこまれた要がいの地であるが、あの円型の丘の上に城を築いたとか、或はその傍に館を築いたというような話は家に伝わっていない。以前は丸山姓を名のり、明治以後上野姓に改称した。丸山家の伝説もわからなければ、系図も残っていない。武器なども家には伝わっていない。家族は十人乃至十二、三人もいたとのことである。部落にお宮があったが、それは水没の時に杉尾の宮に合祀された。念仏道場(小寺院)はなく、祖山のものを共同にした。話者の祖父の上野氏が水没当時の主人公であるが、ダム工事が始まる2年前に屋敷、宅地、耕地など城部落全部を25千円で会社へ売却した。(売却の形式は祖山の場合と同様に、一旦黒川由次郎氏に売却。宅地、田畑こみ平均坪2円。山林20—30銭)。杉尾部落の旧家の北村家の当主常次郎氏(55歳位)は、水没当時の上野氏の娘のムコ(北村夫人が上野幸作氏の叔母)に当る。水没の際に上流の下部部落のある売家を7百円で買い求め、それを杉尾地内の北村氏の所有地に建てた。それが現在上野氏が住んでいる水際の家である。家の再築の費用、同名振舞の費用など約3百円もかかった。

新たに他から部落に入ることを許された者、或は分家した者は、部落社会への加入の承認を得るために部落の全戸主を招待して酒盛をするのである。その酒盛のことを同名振舞といふ。その時に木印や屋号を部落から定めて貰う。同名振舞という名称及びかかる慣行は徳川時代以来この一帯の諸集落で共通である。但し部落社会加入許可の条件或は加入後の取扱ひについて、各部落多少のちがひがある。同名とは同じ部落内の一軒前の百姓の意味で、同苗とも書く。「同名一統」(部落の全戸主一同の意)などの文言がしばしば旧藩時代の文書に記されている。杉尾部落に上野氏が入るについては、別段の制限的な条件がなかった。そして同名振舞の時に「城」という屋号をつけて貰った。

なお水没当時上野氏の祖父は、城の売却の取得金中から12千円で藁谷村(杉尾部落から西へ杉尾峠をこえて平野に下る途中)に高30石の水田を買い求め親作(不在地主)となった。但し、この田は終戦後の農地制度改革の際に、そ

の葬効前にきわめて安値で当時の小作人に売却してしまった。当主の上野幸作氏は学校は杉尾分教場から下梨の高等小学校を了え、戦前には富山市の不二越鋼材の工員を一年程されたことがある。現在は杉尾部落で多少の田畑を耕し、炭焼きもしているが、日常は杉尾部落の中山氏が経営している製材及び木工所に勤めている。この工場は一般の製材の他に、トチ、ケヤキなどの堅木から盆、鉢、木皿、椀、など作っており、かなり機械化された興味深い工場である。10馬力電力、従業員6人、冬も稼業する。販路は一旦青島に出し、更に加賀の山中温泉に出し、そこで塗料をぬって仕上げる。上野氏のお母さんもよくここで働いている。以上は水没し消滅した城部落の後日物語りである。

杉尾

杉尾部落の入口、湛水内を航行する汽艇の発着する水際の近くに前記の上野家があり、これと道路をへだてて北村常次郎氏の立派な構えの家がある。北村氏から杉尾部落の話を書く。

杉尾部落は、東側が湛水湖に向った、広くうち開いた谷間の下部にある。谷間ではあるが山崩れによる崩土や河岸段丘が作った緩斜面や平坦面が比較的幅広くあるので、そこに水際に近い250米から、上の350米位までの間に現在十五、六軒の農家がある。明治の初期には28軒あったが、10軒が明治時代に北海道の旭川や深川などに移住した。それ以外に他に転出した家はない。明治30年代に火災で部落が全滅したことがある。他から転入した家は前記の城の上野家1軒だけである。現在の生活は田、畑(主な作物は桑、楮、甘藷、大豆、小豆、黄蜀葵などで、粟や稗は今も余り作らない)の仕事の他に、夏季の養蚕と冬季の和紙製造は全戸がやっている。訪問した日(11月2日)の朝、初霜が降りたので、人々は大急ぎでサツマ芋を掘り出し、芋の葉を干していた。これは豚にやる。また黄蜀葵の根も掘り出して、これは和紙を製造する時に糊付に用いる。高い山腹の傾斜地の一部が草刈場になっていて刈り取られたカヤ草が束ねて綺麗に並べて干してある。これは屋根フキに使用するし、田畑肥料にもする。周年の或は季節的の出稼に出る人もいる。井

波、金沢などの紡績や織物工場に働いている娘さん5人、その他発電工事に
出稼に出ている男もいる。

杉尾の部落は庄川の川底からかなり高い位置にあるために、ダムの湛水で
家屋の水没したものはなかった。しかし畑や山林で約3万坪程が水没で買収
された。買収は城と同様に黒川氏が行い、買収単価も城と同様に田畑のコミ坪
2円、山林坪20—30銭であったが、山林も大体畑名儀で買収され、結局6万
円程が部落に入った。なお部落の全戸に毎戸電燈16燭光一灯永久無償供給に
なっている。(因に大正10年頃話者の北村氏が発起して組合を作って、附近の谷の流
水で10KWの自家発電をし、工事は富山市の電気会社が施工、祖山、城、杉尾その他の
附近の部落に電燈を供給した。ダムを造った昭和電力はこれら各部落への電燈供給にこ
の設備を利用した)。

杉尾部落には流材をやった者はなかったの、この補償問題はなかった。
百姓仕事の暇に漁業をやっていた者は少数いたが、僅少の補償金を貰った。
以前はアユが多く釣れた。

渡の原

渡との原部落のあることは庄川の沿岸からは全く見えない。水面から80米程
も高い標高600米位の処に山麓の平坦面があって、そこに部落がある。渡の
原は祖山のダム建設の時以来、その後引きつづいて今日でも、庄川筋の運輸
ではきわめて重要な役割を果している。それは城端町から庄川の谷に入って
来る索道の仲継所になっているためである。現在従業員8人、内6人はこの
部落の人、他は杉尾及び大崩島から通勤。この索道がこの峡谷の中の諸集落
の日常生活に、また今日の上流の発電工事のための物資の輸送にどんな重要
な役目をしているかということは既に記した。(第一章の中の下梨の記事参照)。
話者の明瀬清吉氏(55歳位)は渡の原の旧家で、家業は農であるが、この索
道事務所に勤めている。

渡の原は永い間、家数が5軒だった。現在でも土地を所有しているのは、この5軒
だけである。しかしダム湛水後2軒ふえた。1軒は青島から転入した人で、索道事務
所の隣で木工所を営んでいる。仕事は杉尾の中山氏の木工所と全く同じである。こ

の工場は索道を利用できるため材料や製品の輸送の便がいい。他の1軒は白川村芦倉
部落の出身であるが、祖山の発電工事当時、渡の原の工事に従事していた。そしてこ
の部落で嫁をとって、部落の人となった。現在は関西電力の社員として椿原で働いて
いて、家族がここに残っている。

祖山ダムの湛水と関連して、渡の原の集落のある場所は湛水には関係ない
が、渡の原の下部南東沿岸に森林でおおわれた低い段丘があったが、それは
水没した。それらの沿岸の低地の山林を売却したのである。田はなく、大部
分山林であったが、多くは畑名儀で売却した。この面積約4町歩。また集落
のある高台の平坦面では索道の仲継所の建物やその他の施設の敷地として、
3、4百坪売却した。売却単価は水没地は畑坪2円、山林坪平均40銭、美林
地は60銭乃至1円。また上の台地面の畑坪5円。売却の交渉は大正9年頃か
らあって、すべて黒川氏に売却した。部落全体として約4万円受取ったが、
その内には明瀬氏が売却した約25千円も含まれている。(なお各戸に16燭光電
燈一灯永久無料供給は、他部落と同様但しこれは後に転入した2戸には与えられない)。
現在村の耕地は4町歩。(田7反、畑3町余)、その他ナギ畑が少々ある。作物
は杉尾と同様。また索道仲継所の仕事者が部落の人々にいい収入を与えている。

大崩島(口絵写真参照)

大崩島おこし島部落は渡の原部落のある丘の対岸で、そこで庄川は大きく屈曲して
いる。以前は現在の大崩島の部落の下方に更に低い段丘があって、そこに住
宅が5軒と田畑もあった。これらは祖山ダムによる湛水の結果水没してしま
い、また対岸にあった低い段丘も水没したので、ここで川幅は非常に広くな
った。そして湛水湖上から大崩島部落を眺める景色は特別に美しくなった。
大崩島部落のある周囲は、大規模な地之に起因を有つのであるうか、幅広い
緩い斜面が川岸に降りてくる。それで平坦面や緩斜面が比較的多いので、水
没した民家、神社、道場などが上方に移転するのにさほど困らなかった。ま
た耕地も相当有っている。加賀藩時代には大崩島も流刑地だった。享保7年
の記録に大崩島の家数10軒、百姓数26人となるが、祖山のダム工事の頃は11
戸、現在も11戸ある。

大崩島の中村辰作氏(65歳位)は平村での有力者で、村長を何回も勤めた人であるが、祖山の発電工事当時の補償問題にも深く関与された。昭和27年11月2日同氏の御宅で、当時の事情を詳細に話して頂いた。

大正12年頃から土地買収の話があった。当時会社は大同電力であったが、昭和時代に入ると子会社の昭和電力となった。しかしいつも黒川由次郎氏が買収当事者となった。大崩島部落で売却した土地は20町歩余りであるが、その場所は、(イ)祖山部落の南東方、城の対岸のゲダン谷の合流点(合流点)から右岸一帯が大崩島の地所なのでその沿岸、(ロ)更に大崩島から右岸上流へ寿川部落の下迄の沿岸一帯も大崩島の地所であった、(ハ)対岸(左岸)の梨谷川の合流点附近にも大崩島の地所があった、以上は殆んどすべて急崖の山林地であった。(ニ)大崩島の現在の部落の前面の下方にも既記の如く低い段丘面があつて、そこに田、畑、宅地、民家5軒、道場1、神社二つあつた。(神社の一つは部落の氏神の神明社、他は愛宕社で、昔対岸の渡の原と大崩島との間に籠渡^{カゴワタシ}があり、その後渡舟に代つたが、その渡し場の地点に渡ししの神様として愛宕社を祀つた)以上の建物がすべて水没のため移転した。中村氏の旧宅もその低地にあつたが、旧宅の背後の一段高い段丘面上の以前から同氏の所有地であつた現在の場所に家を新築した。なお中村氏は宅地と畑4反、山林1町歩余りを売却した。

売渡価格は坪当り田(下の段丘に7反程あつた)3円、畑2円、山林20銭、宅地25円であつた。なおナギ畑は畑の値段で、山林でも土地台帳面に畑となつてゐる所は畑の値段で買収された。また宅地の場合も宅地に直接連続してゐる平坦な地面は百坪程も宅地の価格で買収した。大崩島部落全体として20町歩余り売却して約15万円取得した。中村氏個人では3—4万円受取つた。(家屋移転費その他も一切含めて)。

水没家屋の移転費については、家屋をとりこわし、上方に運搬し、再築する費用、及び飲料水供給の設備をする費用まで、個々の場合について評価をして支払つた。移転再築不可能の家屋については、その価格を評価して支払つた。なお住宅への飲用水供給の設備をする場合、上方に水田があつて水が汚れる場合には、水田を畑に転換させて、水路を修築するなど、すべて会社

が費用を払い、且つ補償をした。

中村氏の旧家屋は大きな草ぶきの家であつたが、新築した現在の家屋は旧家屋の売却値段の2倍以上の2万円もかかった大きな立派な瓦ぶきの家である。水没補償で新築した家の中で、中村氏の家以上の立派なもの他部落にもない。なお中村氏はダム完成後湛水湖内の汽艇経営を終戦後までも引きうけてやっていたが、数年前会社に譲渡したことは既に記した。

なお水没のため移転した家に対しては慰安料(慰籍料)として一戸当り2—3千円を家の大小を参酌して支払つた。また水没した道場と神社に対しては、建物及び敷地の買収費として3万円を支払い、その上に移転料の名儀で約1万円支払つた。そして部落の上手に神社一つ(愛宕社は神明社に合祀)と道場一つを新築したが、それらの新築費と敷地代とも2万円を要した。そして残余の金は部落の共有金として、神社や道場その他の費用に用いた。また川辺の道路が水没した代償として、上手の道の修築のため会社は金を出した。なおまた対岸の渡の原と大崩島との間に鉄索の大釣橋を会社が新設し、将来の維持費は会社と平村とがそれぞれ半々負担することとした。また部落の各家に16燭光一灯ずつの電燈を永久無料供給することとなった。(学校、神社及び道場にも一灯ずつ、これらは平村全部落共通)。

本章の初めに於て20—30年前の「庄川問題」について多少ふれたが、大崩島部落がこれに捲きこまれた事情について多少記す。

中村辰作氏は電力会社側を立て、黒川氏と協力し、大崩島部落の人々を説得して一同から委任状をとり、ダム建設に賛成して、水没地の買収に応じた。大崩島部落に属する大部分の土地は上記の如き条件で黒川氏に売却されたが、なお多少の売却未済地があつた。黒川氏は祖山から上流に向つて順次買収していったのであるが、大崩島から下梨にかけての水没地になお相当の未買収地が残っていた時に、飛州木材側の綿貫栄氏が俄然トテツモない高価で未買収地の買収をはじめた。買収価格は黒川氏の10倍から30倍も高価であつた。やがて大崩島部落中の2人がその未買収地を綿貫氏に高く売り付けた。更に祖山と大崩島との間の右岸に崖状の処であるが20名連名共有地があつたが、その内のこの2人の持分を綿貫氏が買収して十分の一の持分分割登記をして綿貫氏はそれに対して数百万円の売却価格を会社に要求した。綿貫氏はまた大崩島部

落の前面の水没する低地の一部の未買収地を買い求めてそこに3軒家を建て、鉱山事務所の看板を出した。大崩島のミョウダンの谷間に某の鉱物があるというのであった。(綿貫氏が更に上流の水没地を買収してそこにいろいろな建物を建築したことは後記)。綿貫氏に対抗して黒川氏(電力会社側)も値段を高くして買うようになり、畑坪当300円で買うようにもなった。要するに綿貫氏等は最後に電力会社側と妥協するまでは、あらゆる手段を用いて、電力会社側の事業を妨害し、損害を与え、而も自らは巨額の利得をする方法を工夫し実行した。(なお石山賢吉「庄川問題」など参照)。

ダムが完成してから既に20年余り経過した。以前に比べて水没のため畑地は減少したが、田の面積は増加した。それは灌漑工事により部落上方の畑地が水田化したためである。部落の全戸は昔と同様に農耕をし、養蚕に従事しまた5戸は冬季に和紙製造をしている。ナギ畑は全くやらないが、造林をさかんにしている。炭焼は原木の不足のため今はやらない。幾人もの若い男は東京や関西に、或は椿原の発電工事に稼に出稼している。中学校を了えた若い娘で井波や名古屋の紡績工場に出ている者もいる。いずれも正月、盆、祭礼などの折にはちょっと帰ってくる。

東中江及び下出

東中江及び下出を訪れたのは11月3日の以前の明治節、現在の文化の日であった。この地方のこの季節としては珍しい好天気つづきの美しい晩秋の日であった。これらの部落の殆んど全戸は日の丸の国旗を立てて、祝意を表していた。農事も大体了ったのであるが、昨日から霜が降りはじめたので作物の最後の処理を人々はやっていた。下出部落の鉢淵平太郎氏(70歳)は平村長を十年間も勤めた人である。殊に祖山ダム建設問題当時の村長であった。電力発電に伴う補償問題に関する氏のお話は平村全体に亘ることが多いのでそれは後にまとめて記す。

東中江及び下出の庄川沿岸は急斜面の山林であるから水没補償の問題は比較的単純であった。ただ買収価格の点で、黒川氏側と綿貫氏側と張合った。そして下出の下の小谷川の合流点附近の水没する低地を買収した綿貫氏はそこにも家屋を建てた。

大島及び下梨

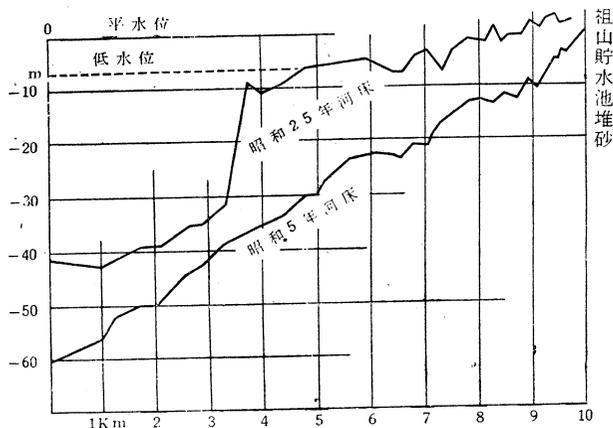
大島部落は下梨の対岸にあって、平村では下梨に次ぐ戸数人口の多い部落である。両部落の間はトラックの通える丈夫な鉄製の大型橋(平橋)で結ばれている。祖山ダムによる湛水の上端は最初は下梨及び大島の上流の見座附近にまで及び、平橋の処に汽艇が着着したので、下梨及び大島部落ともに水際に近い家は上方に立退き、また耕地・山林の水没補償問題もおきた。その後、上流から流下する大量の土砂のために、川底が高まり、下梨附近から下流にかけて広い面積の川原が出現した。また平橋は一層高くつけ替えられた。川底の上昇に伴う庄川の水位上昇によってまた新たに住宅の立退きや水没の耕地や山林の補償問題がおきた。この問題は現在もおきている。

大島部落では11月3日に島田篤次郎氏(60歳位)を訪ねて、祖山ダム建設当時の補償問題について伺った。

大正14年頃黒川由次郎氏が大島部落の水口政秀、池田昇一郎及び島田氏の3氏を呼んで、水没に関係した土地買収の世話役を依頼し、3氏は承諾した。この3人は大島の地所有ちだったので、黒川氏は水没立退者の移転先の地所を3人に世話させようとする腹だった。立退く家は大島部落の低地にあった6軒であって、この6軒の宅地の買収その他の補償を黒川氏が交渉してきめた。

宅地坪20円、接続した地面が傾斜地の畑の場合坪7円、宅地と同様な平坦面の処はある限度まで宅地同様20円、他は畑と同様7円。家屋移転料は、皆クズ家であったが家の良否よりも建坪に対して支払った。慰安料は、家族数の多少によって支払った。結局宅地買収料、移転料、慰安料すべて含めて、最高3,000円、最低4,000円位、他の大部分は、800円位であった。そして移転家屋に対しては、島田氏が2軒の宅地を、水口氏及び池田所がそれぞれ1軒の宅地を、その他の2軒も他人から宅地を買って、いずれも大島地内の高い処に移転することが出来た。これらの宅地の買入値段は一樣ではなく、飲用水の便不便や、良否、日当りの工合、部落内の主要道路への遠近などの条件によってちがった。なお大島の沿岸土地買収についてはその後黒川氏側と綿貫氏側との間に猛烈な競争が行われた。

祖山ダム建設の時代に於ける下梨部落に關した水没補償の問題については、多くの複雑な問題があった。その若干については次に記す平村全般の問



「資源」第10号（1952年9月）所載、太田更一氏論文より引用。

祖山ダムは昭和5年完成。昭和17年上流の小原ダム完成するまで、上流からおびただしい土砂が祖山貯水池内に流下した。昭和25年までで貯水池の全容量32,911千 m^3 の47.8%、有効貯水量8,345千 m^3 の29.9%が、堆砂により減少した。なお、貯水池の上端では、曾っての低水位もしくは平水位以上に河床が上昇した（例、下梨附近）。これに伴って浸水立退きの問題がおこった。

題と併せて記述する。家屋及び耕地の水没補償については、下梨部落の東側及び南側で少なからざる耕地や山林が水没し、また数軒の家屋も上方に移転した。これらの買取価格や移転料については、電力会社側と綿貫氏側との間に、はげしい買付競争が行われたので、価格はせり上って区々となり、被補償者たちの中には望外な大金を入手して、その使途に困って浪費した人、立派な家屋を新築した人などもあった。他方移転先の部落内の地価が騰貴したため、被補償者たちは移転先の土地の買入契約を条件として水没土地の売却等に応ずるよう、部落の指導者たちは処置した。これは前記の大島部落の場合に於て、水没家屋の補償をうけた者が、部落の高い処に宅地を買おうとした時に非常な高価を支払わされて困却したことと対比して、賢明な指導であった。（下梨の中村武一氏の話）

下梨及び大島に於ては、既記の如く、ダム完成以後20余年の今日までの間に於て、庄川の河床の漸次的な上昇により浸水の土地や移転した家屋が次々と生じた。大島では既に9軒が浸水、或は浸水危険地を立退いた。その内8軒は部落の上方に移転し、1軒は京都に移住した。これらの土地や住宅の補償の場合は、いずれも会社の用地係が来て、個々の家と交渉してきめた。会社に買上を申込んでから決定まで一年もかかった場合もある。そしてその買上価格や補償料は区々であり、また当事者はその額を外部に洩らさない。更にまた部落の上方に移転するために宅地を買入れる場合も、全く当事者間の個別的交渉によってきめられた。

下梨の場合も同様であって、すべて全く個別的な当事者対会社間の交渉に委ねられた。

平村全体から見た補償問題

祖山ダム建設当時

大正末期から昭和初期にかけての「庄川問題」の紛争時代の平村の事情について、熟知している多くの人々がなお健在である。ある人々は出来るだけ中立的な立場をとり、ある人々は電力会社のために働き、ある人々は綿貫派のためにつくした。またある人々は自ら水没地を買収し、それを電力会社、或は綿貫派に転売して利益を得た。そういう思い出が、風評や憶測もまざって、未だに村の人々の記憶に残っている。我々は出来る限り重要な事実を客観的な立場で伝え、補償問題処理に関する過去の欠陥を反省し、将来の合理的な、また実務的で適切な処理方法を考察するのに参考となるような資料を得たいと思った。

まず鉢臘平太郎翁が語った平村当局としての立場及び平村と電力会社との間の交渉の重要なものについて記す。鉢臘氏は大正14年以来、祖山ダムの建設中及び発電開始当時村長をしていた。

平村当局としては発電事業を歓迎した。そして会社側との間の必要な交渉に応じた。しかし村役場当局としては一般村民の土地買収やその他の補償交渉に関与することを

差しひかえたり、また黒川氏や綿貫氏との紛争にも加わらないようにした。

鉢臘氏、大崩島の中村辰作氏、杉尾の北村常次郎氏、大島の島田氏、相倉の図書宅次郎氏その他の人々の話を綜合すると次の如くなる。平村の浸水地買収は最初黒川氏が下流から上流に向って行つて来たのであるが、中途にして黒川氏の買収資金が枯渇した。それは当時金銭の浪費で評判の高かつた京都の東本願寺前法主の句仏上人に、黒川氏は有力檀家の一人として8万円を一時融通したが、それが返落されない。それが裁判沙汰にまでなつたが、効果なく、それで下梨や大島附近で浸水地を買収するのがおくれた。そのすきに綿貫氏が未買収地を目茶目茶の高価で買いはじめた。電力会社側もあつてその方面の腕きき社員を数名下梨の旅館に駐在させて対抗買収をはじめた。結局平村の水没地は両派が土地面積に於て凡そ半々位買収した。綿貫派は更に買収した水没予定地にいろいろな工作物や建物を建設しはじめた。大崩島のものはすでに記したが、下出の小谷川の合流点の低地や、大島部落の下部の低地には紙製造工場、竹細工場(そうげを作る)、殊に大島部落の下には「開拓農民住宅」の看板を出した大きな長屋のバラック住宅を三棟も建てた。そして人々に頼んで一時これらの建物に入つて貰つた。電力会社との闘争の末期になって、綿貫氏一派は飛州木材の平野氏と分離して、電力会社と妥協したのであるが、これらの建物は部落の人々の勝手な薪材となつたり、或は風に吹き飛ばされて消失したとのことである。

流材に関する補償問題では、鉢臘氏の話によれば、平村としては何の問題もなかつた。何故ならば、流材人夫は平村にはおらず、すべて青島や金屋(青島の隣村)の熟練者が来てやつた。平村では、例えば庄川支流の小谷川の木材を平村の所有者が立木で売る、或は部落の者が伐木までしても、それを川に下し、鉄砲出しなどして本流に出し、更に下流に流材することなど、すべてそれらは危険な熟練を要することであつて平村の者は関与しなかつた。従つて、流材が出来なくなつたために、失業する者、或は何等かの補償を受ける者は平村には全然いなかつた。(平村には用材して出すような木は余りなかつた。トラックで出す薪材か或は木炭の原木にすぎない。)

漁業権の補償問題については、鉢臘翁を下出で小寺が訪ねていた時、傍にいた老農夫がその関係者であつたので、その人の話を記す。

以前はアユが非常に多く、その他サケ、マスも多少上つたが大したことはなかつた。以前はアユ釣のため平村役場で税金を納めて鑑札をうけて農事の暇に釣をしていた者

は10人位しかいなかつた。小谷地区ではこの話者1人だけだつた。しかるに補償されるところになつて、平素釣しない者も鑑札を願ひ出て、平村全体で20人になつたが、その20人で平村漁業組合を作つた(その名簿は役場にある)。この組合が飛驒の白川村及び庄川村などの組合と組合連合を作つて、それが電力会社と交渉することになつた。この組合連合が会社からどれ程の補償金をとつたか、この話者は何もきかされなかつた。ただ金屋の某々等が世話人となつて、金屋の料理屋で芸妓をあげて飲んでさわいだことがあつた。その他に話者は30円貰つた。それが補償のすべてであつた。飛驒の組合は大分とつたとの噂だつた。

平村の全戸に電燈1燈ずつを永久無料に供給する件。これについては既にいくつかの部落の実情について記したが、そもそもかかる給付を会社に約せしめた理由は、ダムによる湛水湖によつて平村の村有地のある部分が水没し、その浸水地を村がきわめて低価格で会社に提供した代償としてである。これに関する詳細な契約書(昭和5年8月6日附)は平村役場に保存してある。供給をうける家は、当時平村に現存した23大字の民家33戸と、官署2(登記所と巡查駐在所)、村役場1、学校8、神社23(各大字1)、仏閣(道場)24、及び当時の臨時的居住15戸に対して各1個ずつ、総計702燈である。この無償供給は、その後の入村者や分家した者には与えられない。この電燈供給の工事は会社の費用で行つたが、人夫の供給と電柱は地元が負担した。なお下梨部落では、部落全戸(110戸)の連名の共有地の浸水部分を会社に無償で譲渡したので、別に16燭光2燈と8燭光1燈ずつを各戸に、更に神社仏閣、部落内通路照明等に29燈を永久無料点燈することとした。大島部落も同様に浸水の部落共有地を会社に無償譲渡して、部落全戸及び仏閣(63戸)に16燭光半分(料金で調整)永久無償供給することとした。

道路及び橋梁に関する電力会社の負担。ダム建設による湛水湖のために、従前の道路や橋梁の付け替えが必要となつた場合に、これらを会社側の費用で行うことは一般の例となつている。祖山ダム建設の場合も同様であつて、当時の昭和電力と平村長(鉢臘平太郎氏)との間で詳細な契約をした。道路のつけ替え原則として幅員9尺のものを会社側に於てつけることとした。橋梁中最も重要なのは下梨・大島間のものと大崩島・渡の原間のものであるが

これも村側の要求のものを会社側が架設した。

祖山ダム完成以後

補償問題の主要なものは、祖山ダムの建設当時に発生したが、そのあるもの特に流木問題の如きは解決が延び延びになって、祖山の発電事業開始以後数年たつてようやく解決を見た。

発電事業が順調に行われるようになり、平村には発電所が所在するため巨額の村税、営業収益税附加税などが入るようになった。静かな湛水湖面には汽艇が通い、村の隅々までも電燈が普及し、やがてラジオの声も各部落で聴かれるようになった。発電事業の完成は村の生活に大変革をひきおこした。この問題は第六章で取扱ふこととする。

ここでは既に記した補償問題と多少関係あるその後の補償問題につき若干記す。

下梨・大島間の平橋は昭和9年7月11日の庄川の大出水で流失したので復旧することとなったが、旧橋よりも位置を高くし、且つ一層堅固のものとしたために、会社の寄附金と平村が国庫からうける補助金との双方で建設した。また同橋の昭和24年の修繕についても会社側は費用の一部を負担した。平橋は自動車を通れる。会社側と平村との契約では、同橋の将来の補修架替について、会社側が負担すべき限度につき定めている。

大崩島・渡の原間の大崩橋も昭和23年に一層高くして架替した。この際会社側(日発)は10万円余を支出した。この橋は自動車を通れないのが欠点である。

上流の成出発電所の工事や最近の高圧送電線(新北陸幹線)の建設工事などに関連した補償問題もあった。

前者は成出ダム及び発電所の建設に関連して電力会社(日発)は架空索道による輸送を一層強化する必要を感じ、会社は平村との間に改めて詳細な「架空索道鉄塔敷地継続貸借契約(昭和23年8月)」を締結した。

会社が鉄塔敷地として平村の土地を引きつづき借用する代償として、次の義務を負

う。(1)会社の索道によって平村民の物資(日用諸雑貨、その他)を優先的に搬送する(2)借地料として左の標準により毎年12月に支払う。(1)田畑宅地は鉄塔一基に付年額米4升、(2)山林原野等は米2升、但しこの借地料は毎年12月末に於ける米価に換算して金員を以て支払う。(例えば昭和22年は米1升に付18円の割)。(3)搬器及び搬送物資落下などのため土地、農作物、その他の地上物件に損傷を生じた場合は損害を補償する。因に鉄塔敷地として会社が借地としている土地は個人所有地が多いが、村長が全所有者を一括代表してこの契約を締結したのである。なおこの契約は昭和25年更新されたが、重要な改正は借地料が鉄塔一基に付、宅地田畑100円、山林原野草地50円となったことである。

高圧送電線(新北陸幹線)建設に関連したものは、第一の契約は送電線の鉄塔敷地となる平村村有地を売渡す(山林坪30円の割にて)。その他必要区間の支障木の伐採を承認し、これについては会社は補償する(以上は昭和25年9月日発と平村長と契約)。第二の契約は上記の工事に関連して、鉄塔敷地の決定、諸材料の運搬や置場、工事係員の仮宿舍の建設その他で平村有地を多く使用したり、また建設工事に伴って樹木を伐採したりする補償として、会社は平村に100万円を交附し、村はこれで村が管理している道谷の避難所(道谷の御助け小屋、第1章参照)を鉄筋コンクリート建で新築することとした。(以上は昭和27年10月関西電力と平村長との契約)

最後にあげたようないくつかの補償の問題は、きわめて小さな言及するにも値いしない問題だと読者は思うかもしれない。会社側と村民側とが善意と常識とを以て行動し、互に協力しようとする態度の場合はその通りである。だが然し会社側がその大資本の力を笠にして村民の利害や感情を無視して横暴な態度に出れば、村民はきわめてユウウツな日々を送らなければならなくなる。また村民の側で会社の事業を妨害したり或はユスツタリする行動をとれば、いくらでも会社を困らせることが出来る。そして双方の側のかかる態度や行動は、実に今日でも庄川筋の他の場所ではしばしば見られるのである。平村の補償問題の記述を了るに当って、各部落に於て我々を迎えてこまごまと語って頂いた各位並びに平村の池田清一村長に深い謝意を表する。

附記 第五章は小寺が執筆した。